

二本松市 男女共同参画基本計画



平成29年3月

二本松市



目 次

はじめに

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の背景	3
(1) 世界の取り組み	3
(2) 日本の取り組み	5
(3) 福島県の取り組み	8
(4) 二本松市の取り組み	9
3 計画の位置付け	10
4 計画の期間	10

第2章 二本松市の概況

1 二本松市の概況	12
(1) 二本松市の人口	12
(2) 年齢3区分別人口の推移	13
(3) 人口・世帯数の推移	14
(4) 合計特殊出生率の推移	14
(5) 就業率	15
2 男女共同参画に関する市民アンケートの概要	16
(1) 調査実施の概要	16
(2) 回答者の属性	16

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	20
2 計画推進の視点	21
3 計画の基本目標	21
4 男女共同参画基本計画の体系	23

第4章 計画の内容

【基本目標Ⅰ】あらゆる分野における女性の活躍	26
1 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	26
（1）多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備	31
（2）育児・介護にかかる社会的支援の拡大	31
（3）職場における男女平等の実現	35
2 女性人材の育成と経済的な地位の向上	36
（1）あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成	38
（2）女性の労働に対する適正な評価と支援	38
（3）女性の経済的自立の促進	39
3 意思決定過程における女性の参画の推進	40
（1）公的分野における女性の参画の促進	43
（2）企業、団体、地域等における女性の参画の推進	44
【基本目標Ⅱ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援	45
1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	45
（1）男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進	51
2 生涯を通じた男女の健康支援	53
（1）性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進	55
（2）生涯を通じた母性の健康保持・増進	56
【基本目標Ⅲ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進	58
1 男女共同参画意識の普及・啓発	59
（1）男女共同参画に関する広報・啓発の推進	60
（2）学校教育における	
社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進	61
（3）広報における人権尊重の推進	61
2 男女共同参画に関する家庭・地域での実践拡大	62
（1）家庭・地域における学習機会の充実	66
（2）家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大	67
3 国際社会における男女共同参画の推進	68
（1）国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進	69
（2）国際化に対応した暮らしやすい環境づくり	69
4 男女共同参画の視点に立った防災対策	70
（1）防災分野における男女共同参画の推進	71

【基本目標Ⅳ】計画の推進	72
1 推進体制	72
（1）市民参加による推進体制	74
（2）関係機関・団体との連携	74
（3）福島県男女共生センターとの連携	74
（4）独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所等との連携	75
2 進行管理	75
（1）進行管理	75

参考資料

1 二本松市男女共同参画推進条例	78
2 二本松市男女共同参画審議会規則	83
3 二本松市男女共同参画審議会委員名簿	84
4 策定経過	85
5 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を 形成するための男女共同参画の推進に関する条例	86
6 男女共同参画社会基本法	92
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	99

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

昭和 50（1975）年の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは世界的な広がりを見せ、各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされています。

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら、着実に進められてきました。男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の形成に向け、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、国際社会の取組とも連動しながら法制度の整備も進んできました。

しかしながら、性に基づく男女の役割を固定的にとらえる考え方はいまだに社会慣行や人々の意識の中に根強く残り、真の男女平等の実現を阻害する要因となっています。

性別役割分担意識を強調する考え方やそれに起因する女性への人権侵害は、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げるものとなることから、人権の尊重を基本とした男女の対等な関係を目指し、あらゆる分野において性別的役割分担意識に基づく制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

さらに、長期にわたる経済活動の停滞や、長時間勤務・転勤を当然とした男性中心の働き方を前提とした労働慣行等を背景に、男女の仕事と生活を取り巻く雇用環境は変化し、また、女性のライフスタイル、少子高齢化の進行と家族形態の変化等、我が国の社会経済環境は急激に変化し続けており、この変動を乗り切るためにも、男性も女性もすべての個人が、性別にかかわらず自己の能力を自らの意志に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現が求められています。

本市では、合併後に施行された「二本松市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 18（2006）年度と平成 23（2011）年度に、それぞれ 5 年間を計画期間とする「二本松市男女共同参画基本計画」を策定し、女性も男性も性別による固定的役割分担や偏見にとらわれず、社会的圧力によって望まない生き方を強いられることなく、自分らしい生き方を自らの意思で選ぶことができる社会の実現を目指し、市民の皆さんと共に推進してまいりました。

この間、経済情勢の好転や少子高齢化等を原因とする労働者人口の不足が進み、女性の社会進出についてますます期待が高まっており、国においても「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）」が制定されたところです。

このような社会全体における女性活躍の動きの拡大や、社会情勢の変化に対応するため、これまでの計画を見直し、新たに平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度の 5 年間を計画期間とした「二本松市男女共同参画基本計画」を策定します。この計画は市民の皆さんの積極的な協力なしでは実現できません。この新しい社会の形成過程へのご理解と積極的な参加をお願いします。

2 計画の背景

(1) 世界の取り組み

昭和 21 (1946) 年	国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取組みが始まる。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられている。
昭和 50 (1975) 年	国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択した。 また、国際婦人年に続く 10 年間 (1976 年～1985 年) を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組んだ。
昭和 55 (1980) 年	「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」の署名式を行った。 この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、昭和 60 (1985) 年に批准した。
昭和 60 (1985) 年	「国際婦人の十年世界会議」において「婦人の地位向上のための将来戦略 (ナイロビ将来戦略)」を採択した。
平成 2 (1990) 年	「国際経済社会理事会」において、ナイロビ将来戦略の見直しと評価が行われ、1990 年代においてナイロビ将来戦略の実施のペースを速めることが求められた。
平成 7 (1995) 年	「第 4 回世界女性会議」(北京会議) が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、平成 12 (2000) 年までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択した。
平成 12 (2000) 年	ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成 17 (2005) 年までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択した。
平成 17 (2005) 年	第 49 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択した。

平成 22（2010）年	1995 年に開催された「第 4 回世界女性会議」（北京会議）から 15 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）がニューヨークで開催され、「第 4 回世界女性会議 15 周年における宣言」と「女性・児童と H I V / A I D S」等の決議が採択された。
平成 23（2011）年	DAW（国連女性地位向上部）、I N S T R A W（国連婦人調査訓練研究所）、O S A G I（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）、U N I F E M（国連女性開発基金）の 4 機関を統合し、U N W o m e n（United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）が正式発足された。
平成 24（2012）年	第 56 回「国連婦人の地位向上委員会」において、東日本大震災の経験から防災、災害対応、復旧復興の全段階において女性の参画や女性のニーズへの配慮を求めることを内容とした「自然災害とジェンダー」決議案が採択された。

(2) 日本の取り組み

昭和 50 (1975) 年	女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置した。
昭和 52 (1977) 年	世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定した。
昭和 55 (1980) 年	「女子差別撤廃条約」に署名し、法制度等諸条件の整備を進めた。 整備された主な法制度 ○1976 年 民法の一部改正（離婚時の氏使用可能） ○1980 年 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ） ○1984 年 国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ） ○1985 年 男女雇用機会均等法制定
昭和 60 (1985) 年	「女子差別撤廃条約」に批准した。
昭和 62 (1987) 年	二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定した。
平成 3 (1991) 年	「ナイロビ将来戦略」の見直しを受けて新国内行動計画の改定を行い、総合目標をそれまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めた。
平成 8 (1996) 年	国の新しい行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定した。このプランは、男女共同参画審議会からの答申である「男女共同参画ビジョン」を踏まえたもので、前年の第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が 2000 年までに取組むべきものとされた課題に対応するものであった。
平成 11 (1999) 年	男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記された。
平成 12 (2000) 年	男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定した。
平成 13 (2001) 年	内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化した。 また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という）が制定された。
平成 16 (2004) 年	保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、平成 19 (2007) 年までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われた。
平成 15 (2003) 年	男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32 (2020) 年までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定を行った。
平成 17 (2005) 年	男女共同参画基本計画（第 2 次）を閣議決定した。

平成 18（2006）年	男女雇用機会均等法が、「男性に対する差別・セクハラの禁止」や「間接差別規定の導入」等を盛り込み改正された。
平成 19（2007）年	国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。 また、パートタイム労働法が、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とする「公正な待遇の実現」を目指して改正された。
平成 20（2008）年	男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組みを定める「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組みを推進することとした。 整備された主な法制度 ○1989 年 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等） ○1991 年 育児休業法の成立 ○1995 年 育児休業法の改正（育児・介護休業法） ○1997 年 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ） ○1999 年 男女共同参画社会基本法の成立 ○2001 年 配偶者暴力防止法の成立 ○2003 年 次世代育成支援対策推進法の成立 ○2004 年 配偶者暴力防止法の改正（被害者の子への接近禁止命令等の追加等） ○2006 年 男女雇用機会均等法の改正（性別による差別の禁止等） ○2007 年 配偶者暴力防止法の改正（電話等を禁止する保護命令の追加等） パートタイム労働法の改正 ○2008 年 次世代育成支援対策推進法の改正（一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大）
平成 21（2009）年	配偶者等からの暴力に悩んでいるが、どこに相談したらよいかわからないという方を、支援に関する情報等を入手できるよう相談機関につなぐための電話番号案内サービス、「DV相談ナビ」を開始した。 平成 21 年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議を開催した。
平成 22（2010）年	男女共同参画基本計画（第 3 次）を閣議決定した。
平成 24（2012）年	「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が「女性の活躍促進による経済活性化行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」を策定した。

平成 25（2013）年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正。同年 12 月、間接差別となりうる措置の範囲見直しや性別による差別事例の追加、セクシャルハラスメントの予防・事後対応の徹底のためのセクハラ指針の見直し等、男女雇用機会均等法施行規則の一部改正を行った。
平成 27（2015）年	4 月、UN Women が主要な地域機関や国連加盟国とジェンダー平等や女性のエンパワーメントのための政策対話や政策提言、資源動員の貢献などにおいて体系的に連携ができるよう UN Women 日本事務所が開設される。同年 8 月、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。「女性活躍推進法」）を成立させるとともに、同年 12 月、男女共同参画基本計画（第 4 次）を閣議決定した。

(3) 福島県の取り組み

昭和 53 (1978) 年	青少年課を改組して青少年婦人課とした。
昭和 58 (1983) 年	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定した。
昭和 63 (1988) 年	「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて県計画の見直しを行った。
平成 3 (1991) 年	青少年婦人課内に婦人行政係を設置した。
平成 6 (1994) 年	新しい行動計画として女性総合センター(仮称)の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定した。また、同年、青少年女性課と課名を変更し、課内室として女性政策室を設置した。
平成 13 (2001) 年	1 月に本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設した。
平成 13 (2001) 年	「第 4 回世界女性会議」の開催や「男女共同参画 2000 年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきた。こうしたことから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的とし、3 月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定した。
平成 14 (2002) 年	県内の各界各層の主体的取組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議を設置した。 また、同年には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」(以下「男女共同参画推進条例」)を制定した。 さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共生センターに男女共同参画推進員を配置した。
平成 17 (2005) 年	「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、平成 14 (2002) 年に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方等をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとした。 また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置した。

平成 21（2009）年	平成 17（2005）年に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために新しい施策展開が必要であるとして、平成 22 年度の終期を待たずに 1 年前倒ししてプランを改定した。
平成 24（2012）年	東日本大震災の経験から浮き彫りとなった課題を踏まえ、防災・復興の対応において男女共同参画の視点を取り入れる必要があり、また、社会情勢の変化等に対応した取り組みを推進する必要があるとして、「ふくしま男女共同参画プラン」の一部改定を行った。
平成 28（2016）年	「ふくしま創生総合戦略」や国の第 4 次男女共同参画基本計画、女性活躍推進法の成立、平成 27（2015）年に行った県民意識調査の結果等を踏まえ、「ふくしま男女共同参画プラン」の改定を行った。

（４）二本松市の取り組み

昭和 63（1988）年	第三次振興計画を策定し、その中の「婦人の地位向上」の項目において、「自治会等地域自治組織への参加、審議会や議会等重要な政策決定への婦人の参画はごく一部に限られています。また、長い歴史を通して継承されてきた生活習慣や慣習のなかには依然として男女差別意識が現存し、婦人を取り巻く環境は改善されたとはいえない状況にあります。」という認識を示した。 このような認識に立ち、「婦人が自立し、あらゆる分野の参加が可能となるような社会参加の条件整備」と「母性の保護、各種の福祉サービスを通して婦人の福祉の増進」を目標にした。 また、同時に意識の啓発、婦人リーダーの養成、学習機会の充実、母性の保護等を施策に掲げた。
平成 7（1995）年	第四次振興計画を策定し、その中の「男女共同社会の実現」の項目において、「依然として、伝統的・固定的な男女の役割意識は強く、能力や個性にあふれた女性の社会進出を阻んでいます。」という認識を示した。
平成 8（1996）年	女性に関する施策の総合的な推進を図る目的で「二本松市女性施策推進庁内連絡会議」を設置した。
平成 10（1998）年	女性に関する施策の推進に市民の意見を反映させる目的で、学識経験者や関係機関・団体の代表者で構成する「二本松市女性施策推進協議会」を設置した。 同年、「二本松市女性施策推進協議会」の答申を基に、男女共同参画基本計画「にほんまつ男女共同参画プラン」を策定した。
平成 11（1999）年	市内小・中学校における男女混合名簿の完全実施や市役所において初的女性管理職の登用があった。

平成 12（2000）年	市長提案を受け、市議会において「男女共同参画都市宣言文」が議決された。
平成 13（2001）年	内閣府の共催事業として「男女共同参画都市宣言式典」を福島県男女共生センターにおいて開催した。
平成 15（2003）年	「二本松市男女共同参画推進条例」を公布・施行し、「二本松市男女共同参画審議会」を設置した。
平成 17（2005）年	12 月 1 日、1 市 3 町の合併に伴い、新市「二本松市男女共同参画推進条例」を公布・施行した。
平成 18（2006）年	「二本松市男女共同参画審議会」と「男女共同参画社会推進庁内連絡会議」を設置した。
平成 19（2007）年	3 月、「二本松市男女共同参画推進条例」に基づき「二本松市男女共同参画基本計画」を策定した。
平成 22（2010）年	6 月、20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、「男女共同参画に関する市民アンケート」を実施した。
平成 24（2012）年	2 月、アンケートの結果をふまえ、「二本松市男女共同参画推進条例」に基づき、「二本松市男女共同参画基本計画」を策定した。
平成 29（2017）年	1 月、20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、「男女共同参画に関する市民アンケート」を実施した。

3 計画の位置付け

この計画は、二本松市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、国の「男女共同参画基本計画」、県の「ふくしま男女共同参画プラン」をふまえて策定したものであるとともに、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」第 14 条第 3 項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」にあたり、「女性活躍推進法」における推進計画に位置付けられる部分を第 4 章に含むものです。

また、「男女共同参画の推進」は、合併後の二本松市最初の総合計画である「二本松市長期総合計画」及び平成 28 年 3 月策定の「新二本松市総合計画」の中でも取組み事項の 1 つとして挙げられており、「新二本松市総合計画」及び「二本松市子ども・子育て支援事業計画【次世代育成支援地域行動計画】」、「二本松市第七次高齢者福祉計画・第六期介護保険事業計画」並びに「二本松市地域防災計画」等の二本松市の他の部門計画との整合性を図ります。

4 計画の期間

この計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間としますが、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

第2章 二本松市の概況

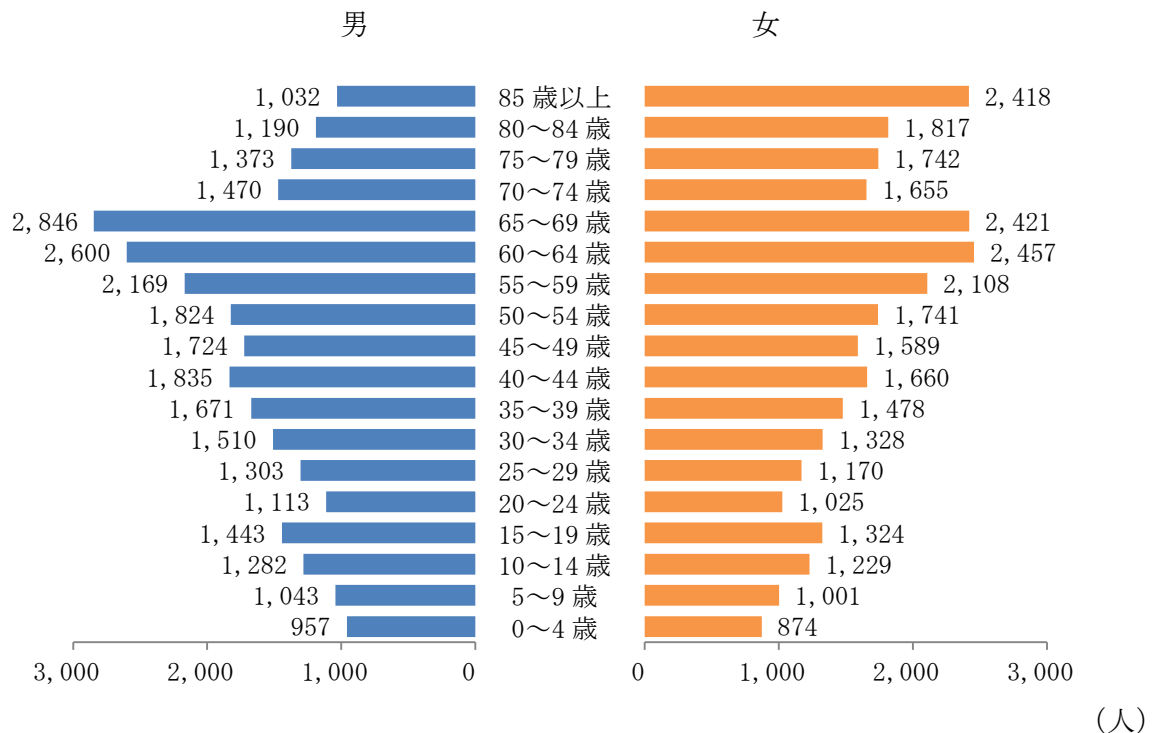
第2章 二本松市の概況

1 二本松市の概況

(1) 二本松市の人口

二本松市の人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在で 57,422 人となっており、55～69 歳の年齢層で多くなっています。性別で比較すると、70 歳以上の高齢層では女性の方が多くなっており、女性の高齢化が進んでいることが分かります。

人口ピラミッド（平成 28 年 10 月 1 日現在）



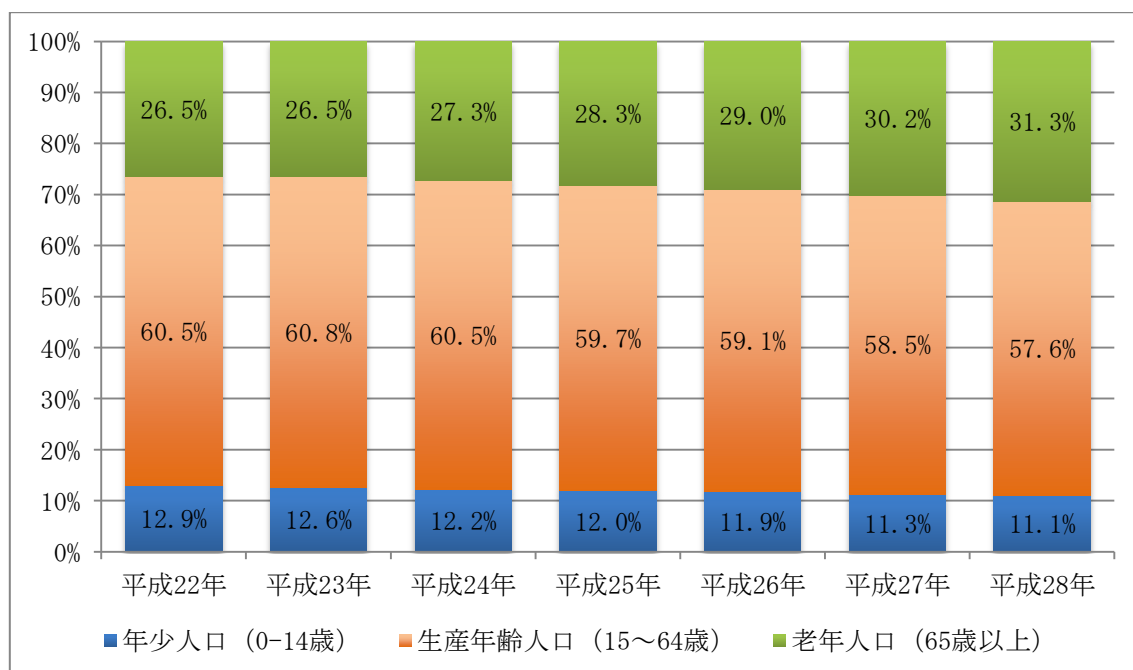
資料：福島県現住人口、平成 27 年国勢調査

※ 「福島県現住人口（平成 28 年 10 月 1 日）」の実数に「平成 27 年国勢調査年齢・国籍不詳をあん分した人口」（あん分人口－実数）を加算した数値

(2) 年齢3区分別人口の推移

人口の推移を、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口は平成28年には31.3%と増加傾向にあり、少子高齢化が確実に進行しています。

年齢3区分別人口の推移



※小数点以下の端数により、合計値が100.0%にならない場合がある。

(人)

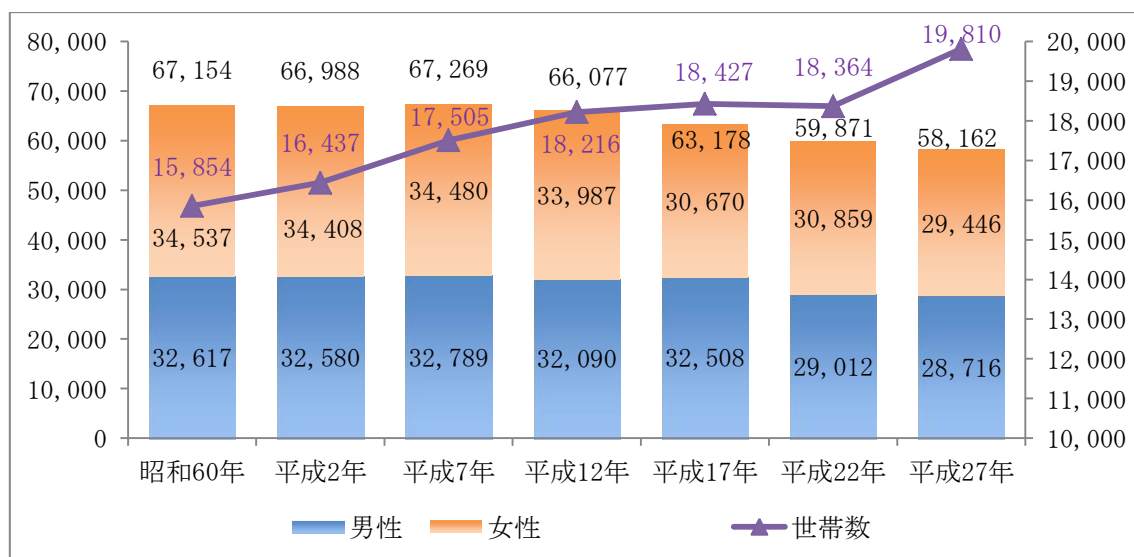
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
年少人口 (0-14歳)	7,746	7,415	7,057	6,840	6,710	6,570	6,386
生産年齢人口 (15-64歳)	36,243	35,706	34,836	34,012	33,313	34,036	33,072
老年人口 (65歳以上)	15,882	15,582	15,722	16,086	16,363	17,556	17,964

資料：「福島県現住人口（毎年10月）」の実数に「平成22年国勢調査（年齢不詳は社人研による。）」及び「平成27年国勢調査年齢・国籍不詳をあん分した人口」（あん分人口－実数）を加算した数値

(3) 人口・世帯数の推移

人口と世帯数の推移を見ると、人口は減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行している状況が見られます。

人口・世帯数の推移

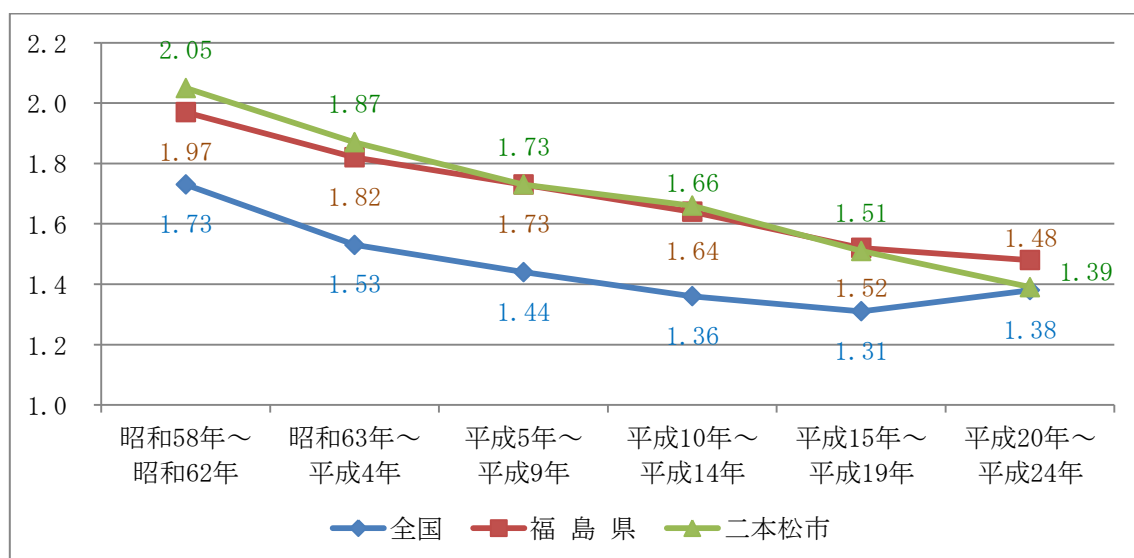


資料：国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、平成15年～19年までは、おおむね県の値と同じ値で推移していましたが、平成20年～24年では1.39と県の1.48を下回っています。

合計特殊出生率の推移

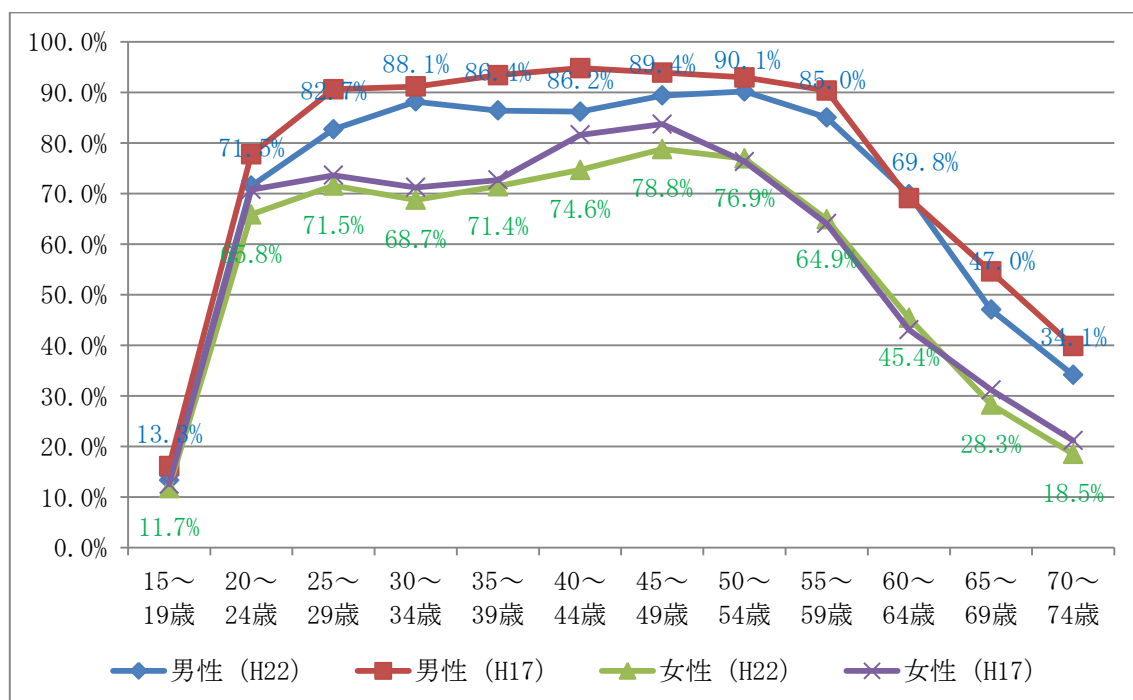


資料：人口動態統計特殊報告

(5) 就業率

性別ごと5歳階級ごとの就業率を見ると、いずれの年齢層でも女性が男性の就業率を下回っています。男性の就業率の折れ線は15～29歳にかけて上昇し、55歳以上において減少する台形型となっています。それに対し、女性では15～29歳にかけて上昇し、39歳までは横ばい、45～49歳でピークとなり、以降は減少に転じる概ねM字型の曲線を示しています。女性においては、結婚・出産・育児のサイクルが就業率に影響を及ぼしていると考えられます。

性年齢（5歳階級別）就業率（平成22年）



資料：国勢調査

2 男女共同参画に関する市民アンケートの概要

平成29年1月に、二本松市における男女共同参画の現状と市民の男女共同参画に関する意識を把握し、今後の男女共同参画行政施策の参考資料とするため、市内在住の20歳以上の方1,000人を対象に「男女共同参画に関する市民アンケート」を実施しました。

(1) 調査実施の概要

調査対象	市内に在住する20歳以上の方1,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
有効回収数	389件（有効回収率 38.9%）
調査時期	平成29年1月

(2) 回答者の属性

① 居住地域

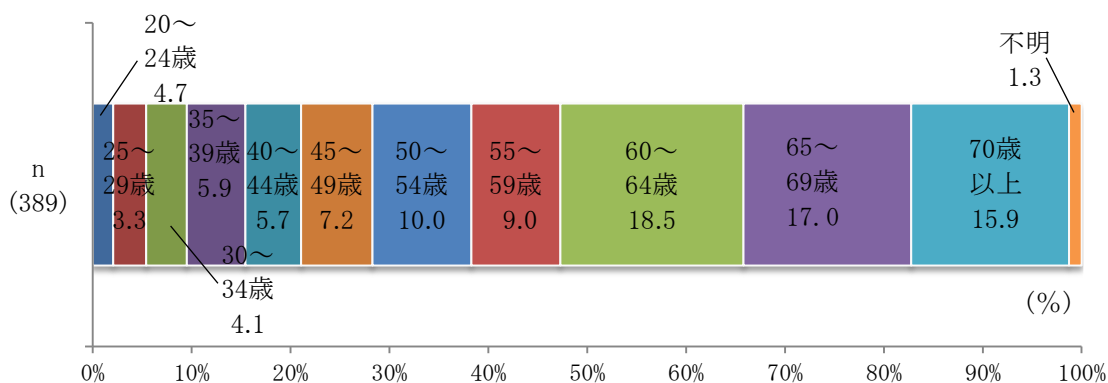


※小数点以下の端数により、合計値が100.0%にならない場合がある。

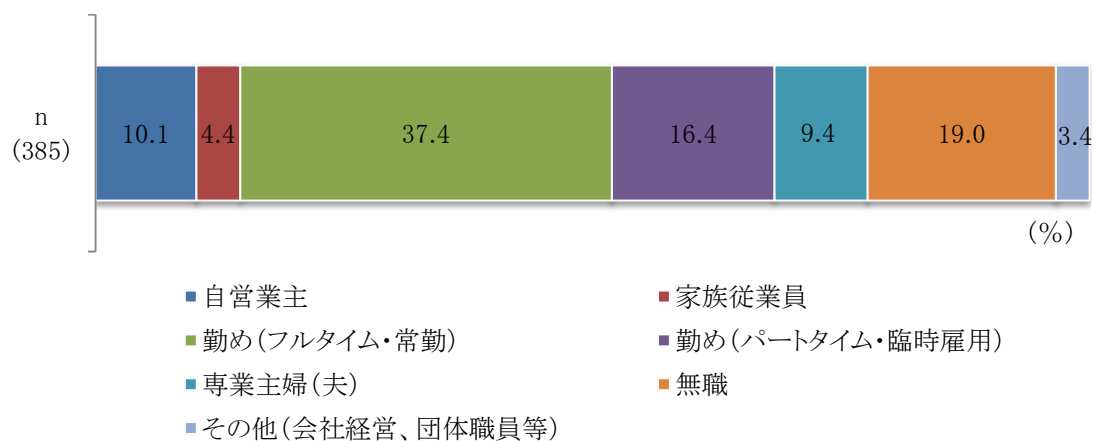
② 性別



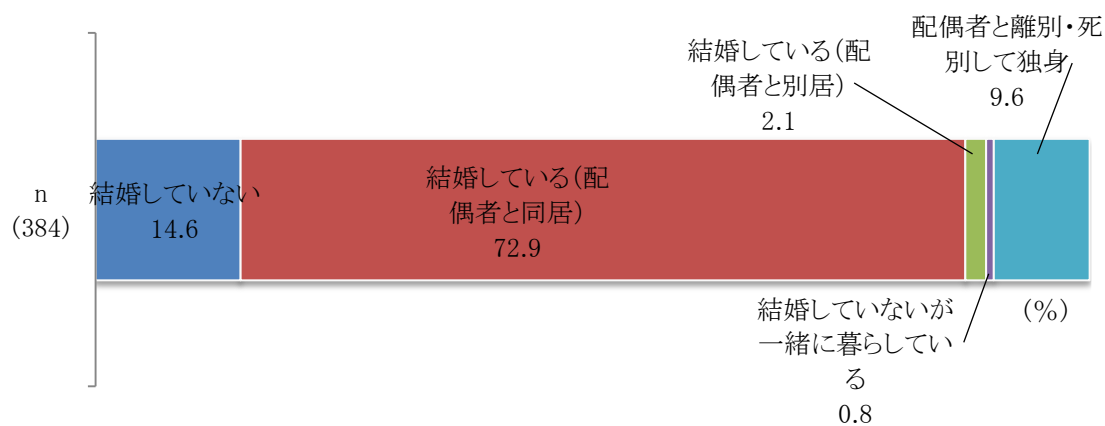
③ 年齢



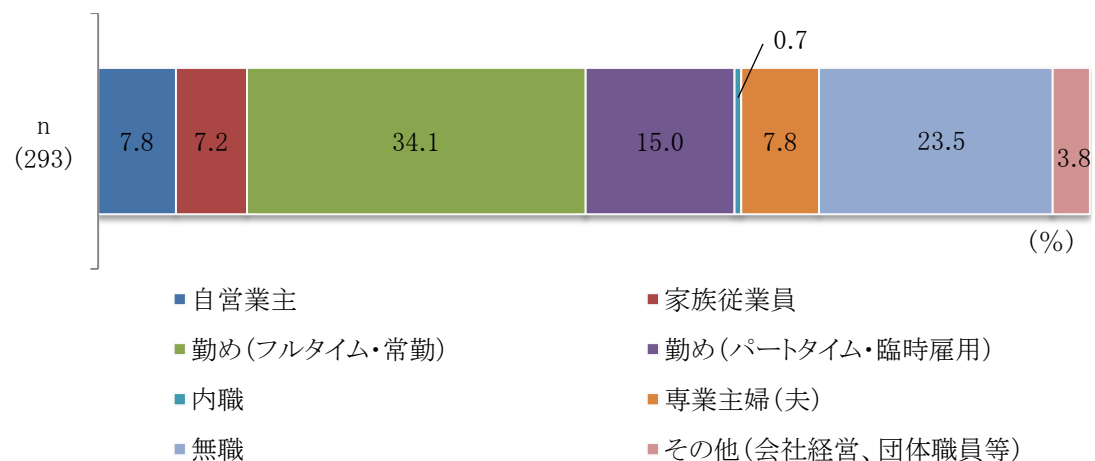
④ 職業



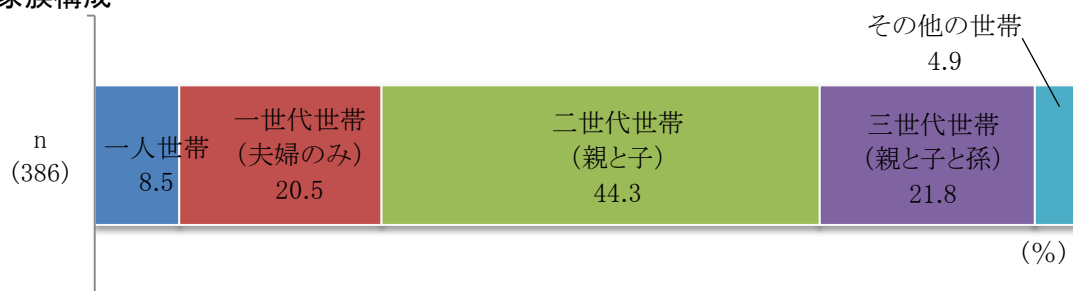
⑤ 婚姻の状況



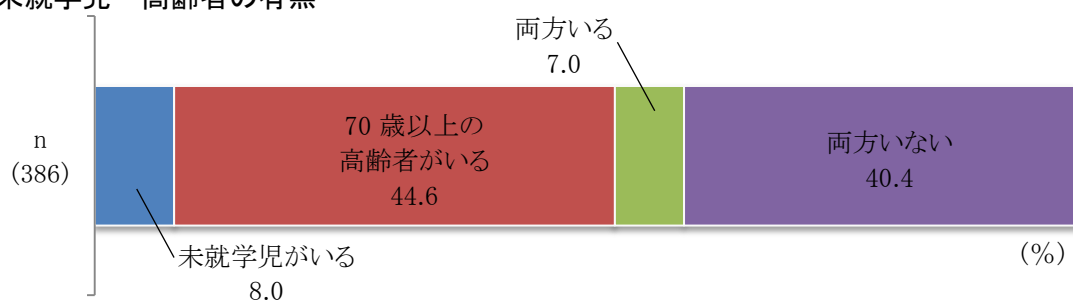
⑥ パートナーの職業



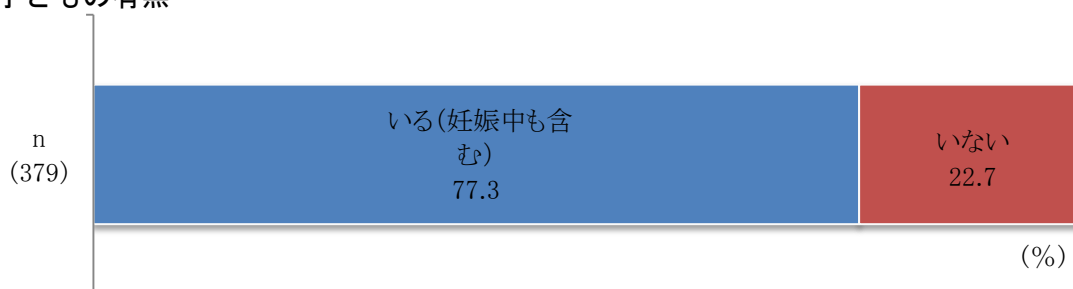
⑦ 家族構成



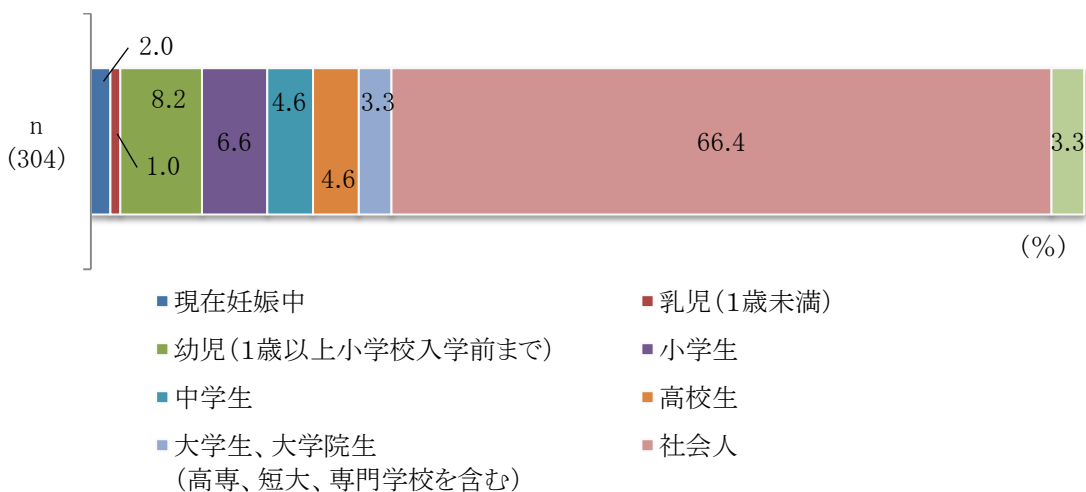
⑧ 未就学児・高齢者の有無



⑨ 子どもの有無



⑩ 子どもの年齢等



第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわらず、
自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、
あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

- ① 個人が、自らの意思に基づき、その個性に応じて
主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会
- ② すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、
互いの性と人権が尊重される社会
- ③ 誰もが、性別にとらわれることなく、充実した
家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会
- ④ 国籍に関わらず、一人ひとりが多様な価値観・文化を受容し、
世界の人びとと連携して共生できる社会

2 計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について次の4つの視点で計画を推進します。

- ① 人権の尊重と男女平等の実現
- ② 社会的性別（ジェンダー）の視点の浸透
- ③ 女性のエンパワーメントの推進と活躍のための環境整備
- ④ 地域の実情を踏まえた主体的な取組、推進体系の強化

※ジェンダー…人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※エンパワーメント…力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

3 計画の基本目標

基本理念を具体的な施策として実施していくため、次の4つを計画の基本目標とし、施策を体系づけています。

【基本目標Ⅰ】あらゆる分野における女性の活躍

男女がともに社会で活躍するため、誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、各人の価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりを推進します。

また、これまでの男性に多く見られた職場優先の働き方の見直しを推進し、子育てや介護などの家庭での責任を男性も積極的に担うように啓発に努めます。そのためには、企業や職場の協力を得て家庭と仕事の両立を支援し、男女が安心して子育てや介護等ができる環境づくりを推進します。

意思決定の場などにおいては男性の活躍する場面が多くなっていますが、女性においても自らの能力を高め、活躍の場を広げていくために様々な分野に参画していけるようチャレンジする意識の発揚を支援します。

【基本目標Ⅱ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

暴力はその対象の性別や年齢、加害者と被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。市民一人ひとりの意識を高め、あらゆる暴力の発生を防ぐとともに、特に被害に悩む女性に対する相談体制の充実などの支援を進めます。

また、男女が互いの身体の特性を理解し合い、相手を思いやる意識を持つとともに、健康状態に応じて的確に自己管理ができるよう啓発を行い、生涯を通じて健康に暮らせるよう健康づくりを支援する環境づくりを進めます。

【基本目標Ⅲ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、職場、家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを対等な人格として認め、支え合い、尊重し合うことが不可欠です。

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、県、市町村などの行政や多様な団体による広報・啓発を推進し、全市的な取組みを目指します。

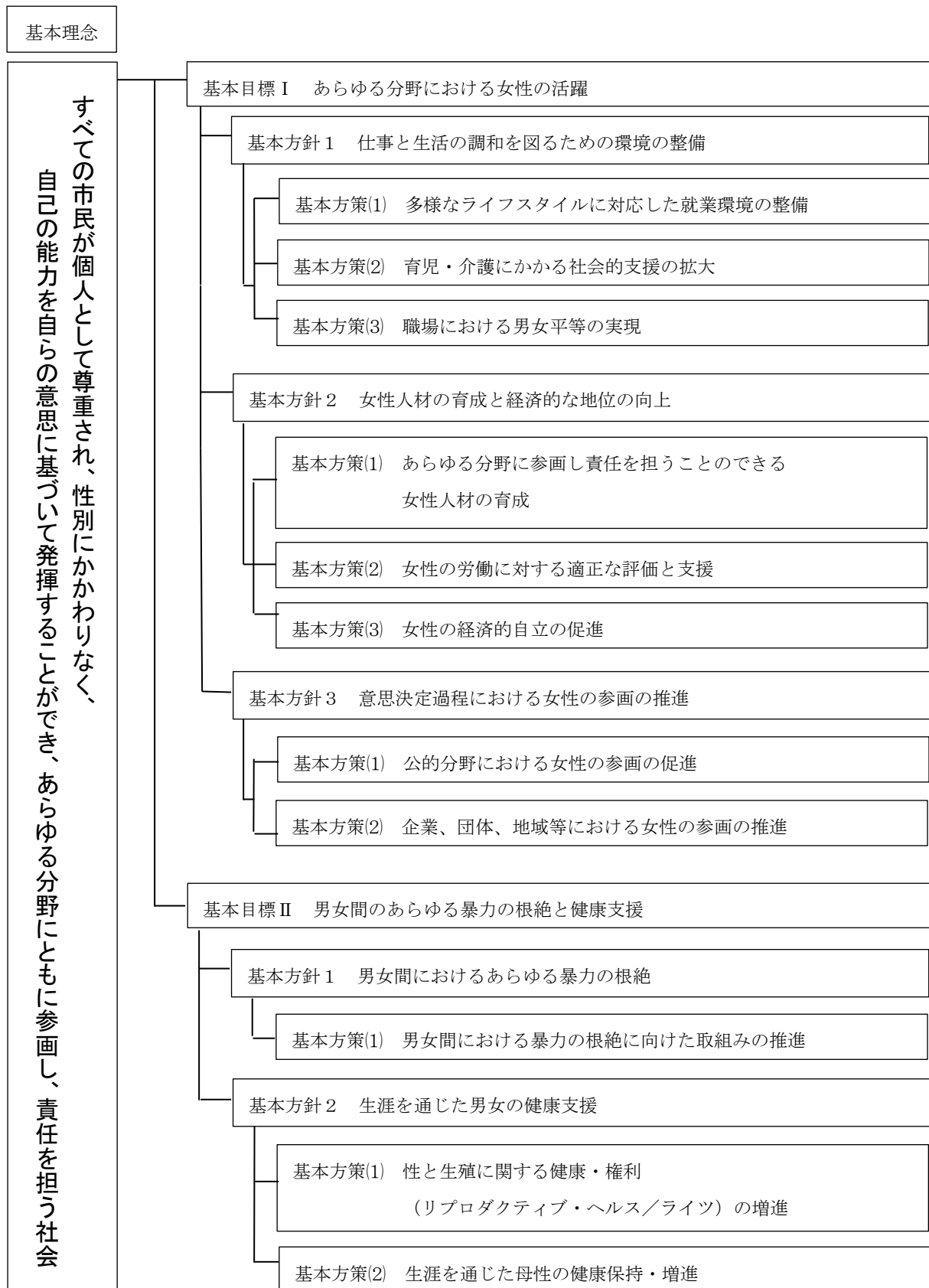
家庭や学校教育、地域等のさまざまな活動の場において、男女共同参画社会についての理解を深め、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

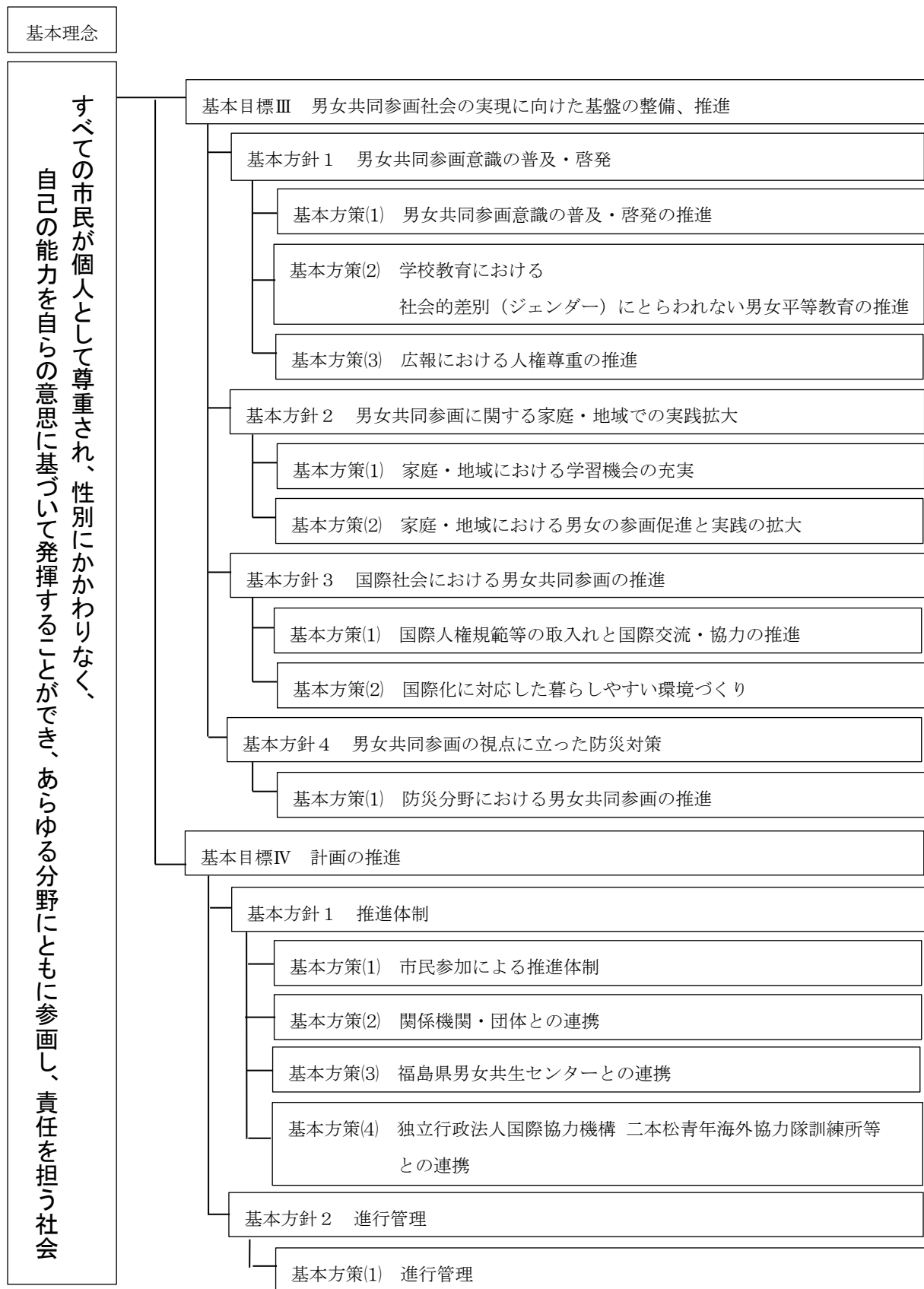
【基本目標Ⅳ】計画の推進

基本目標Ⅰ～Ⅲの基本目標及び本計画を推進するため、県、市町村などの行政、関係機関との連携を含めた男女共同参画社会に向けての推進体制、進捗管理を行います。

基本理念である「すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会」づくりを推進します。

4 男女共同参画基本計画の体系





第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

【基本目標Ⅰ】あらゆる分野における女性の活躍

男女が共に仕事と生活を両立しつつ、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できるようにするには、仕事と家事や育児、介護の両立に対する支援や固定的な性別役割分担意識の減少に向けた意識啓発が必要となります。

【成果目標】

	現状値	目標値（平成 32 年度）
事業所等人材育成研修 女性受講割合	39.69% （平成 27 年度）	45.00%
地元企業説明会 参加生徒の男女比	-2.1% （平成 28 年度）	±0%
出会いの場の提供	年 4 回 （平成 26 年度）	年 6 回
お世話役による成婚	—	年 3 件
合計特殊出生率 （ベイズ推定値）	1.39% （平成 20～24 年平均）	1.58% （年間 20 人増）
待機児童の解消	12人 （平成 26 年度）	0人

基本方針 1 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

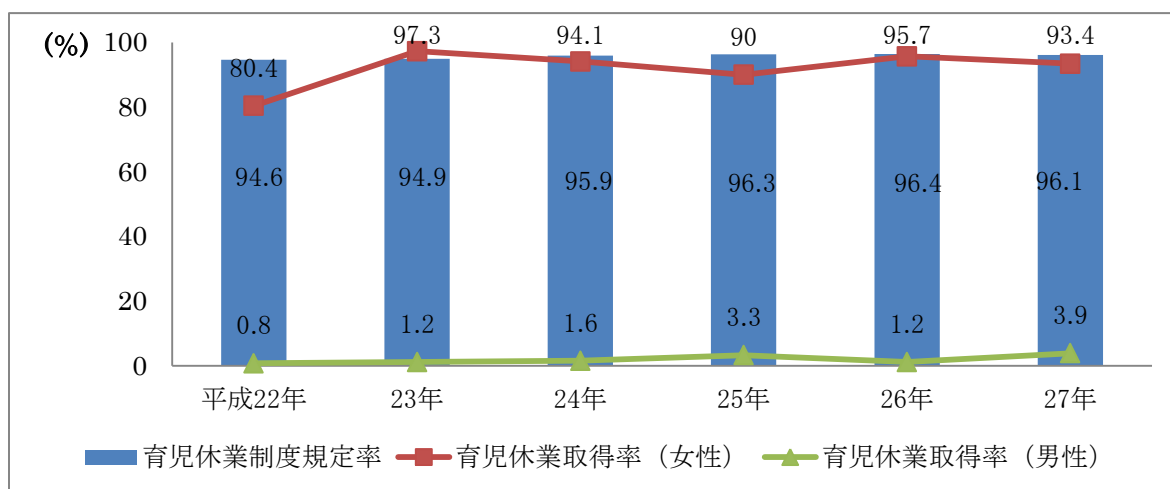
【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに、そのライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択により形成する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方が重要視されています。

これまでも仕事と子育ての両立支援を中心とした、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備が行われてきましたが、子どもや介護を要する高齢者等と暮らす勤労者の家庭にあっては、家庭生活との両立が困難な場面が依然として残っています。

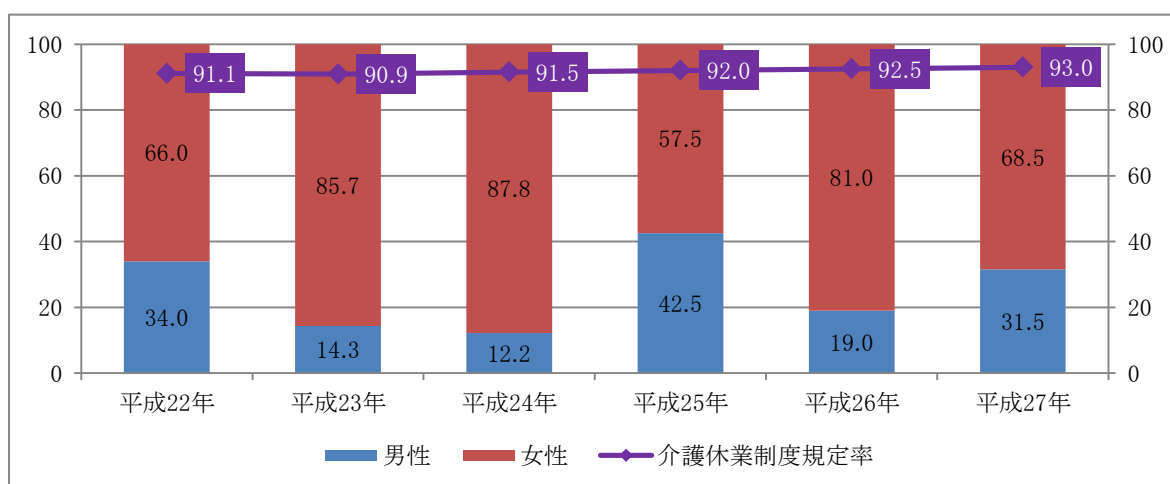
平成 27 年の労働条件等実態調査（平成 27 年福島県）では、福島県内の事業所における育児・介護休業制度の規定率は、育児休業制度で 96.1%、介護休業制度で 93.0%と整備されつつありますが、育児休業取得率は女性 93.4%、男性 3.9%、介護休業取得者の男女比は女性 68.5%、男性 31.5%と、男女の偏りは大きいままとなっており、職場において、男性が育児・介護休業を取得しにくい状況があるものと考えられます。

育児休業制度 規定率と取得率



資料：労働条件等実態調査結果報告書（福島県）

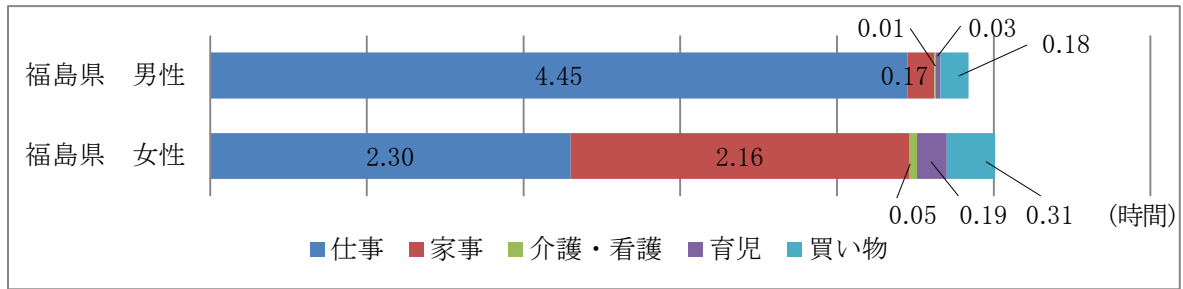
介護休業制度規定率と介護休業取得率の男女比



資料：労働条件等実態調査結果報告書（福島県）

さらに、仕事での労働時間についても男性の方が長時間である傾向が見られ、女性が働く時間を調整したり、仕事を辞めたりすることで、家事や子育て、介護を行っている現状がうかがえます。現在、男性の家庭への参画は徐々に進みつつありますが、依然として、家事・育児・介護等の負担を女性が担うケースが少なくありません。

行動種別活動時間（週全体） - 10 歳以上

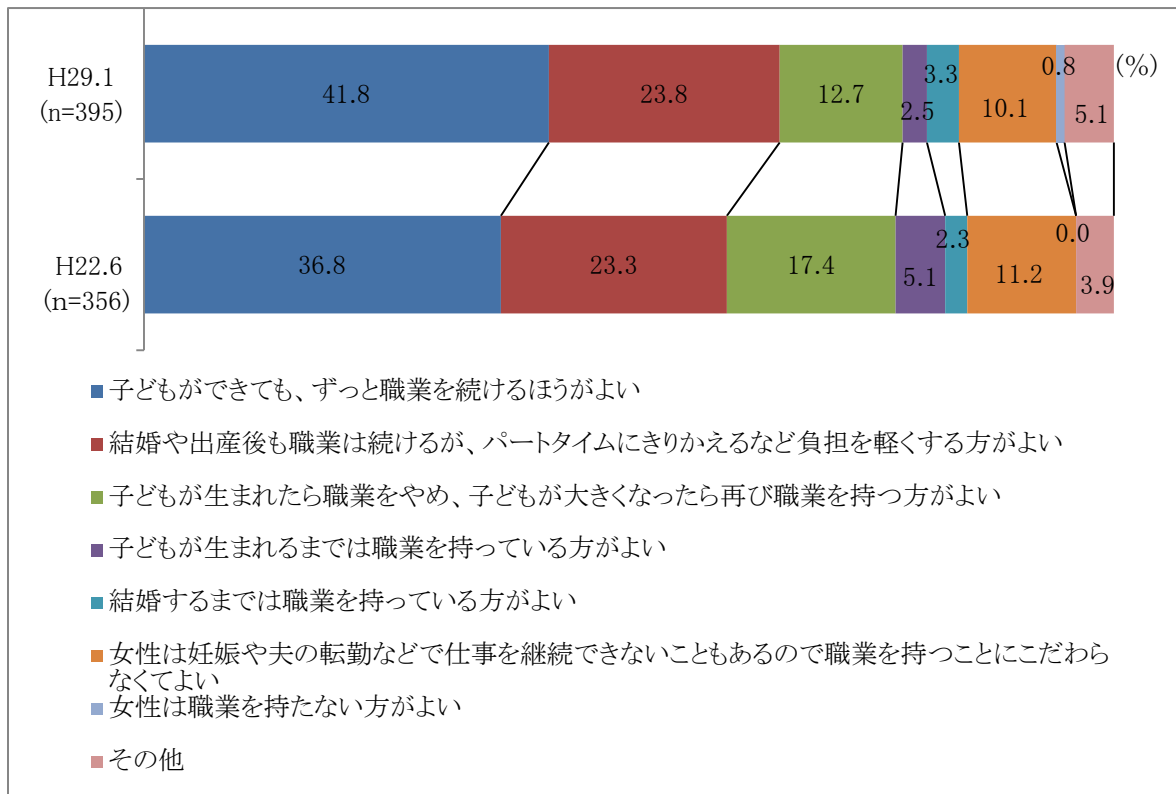


資料：社会生活基本調査（平成 23 年）

二本松市の就業率の現状（「第 2 章 二本松市の概況」参照）においては、女性の就業率がいずれの年齢層においても男性の就業率を下回っていることや、概ねM字型の曲線を示していることから、結婚・出産・育児のサイクルにより、やむを得ず女性が離職を選択し、女性が職場において活躍することが困難になっていることが考えられます。

一方で、「女性の働き方」について、男女共同参画に関する市民アンケート（平成 29 年二本松市。以下「市民アンケート」という）の結果を見ると、前回アンケート（平成 22 年）の結果と比べ、「子どもが生まれるまで・結婚するまでは、職業を持っている方がよい」と考える人の割合が減少し、「子供ができて、ずっと職業を続けるほうがよい」と考える人の割合が増加しています。

女性の働き方について

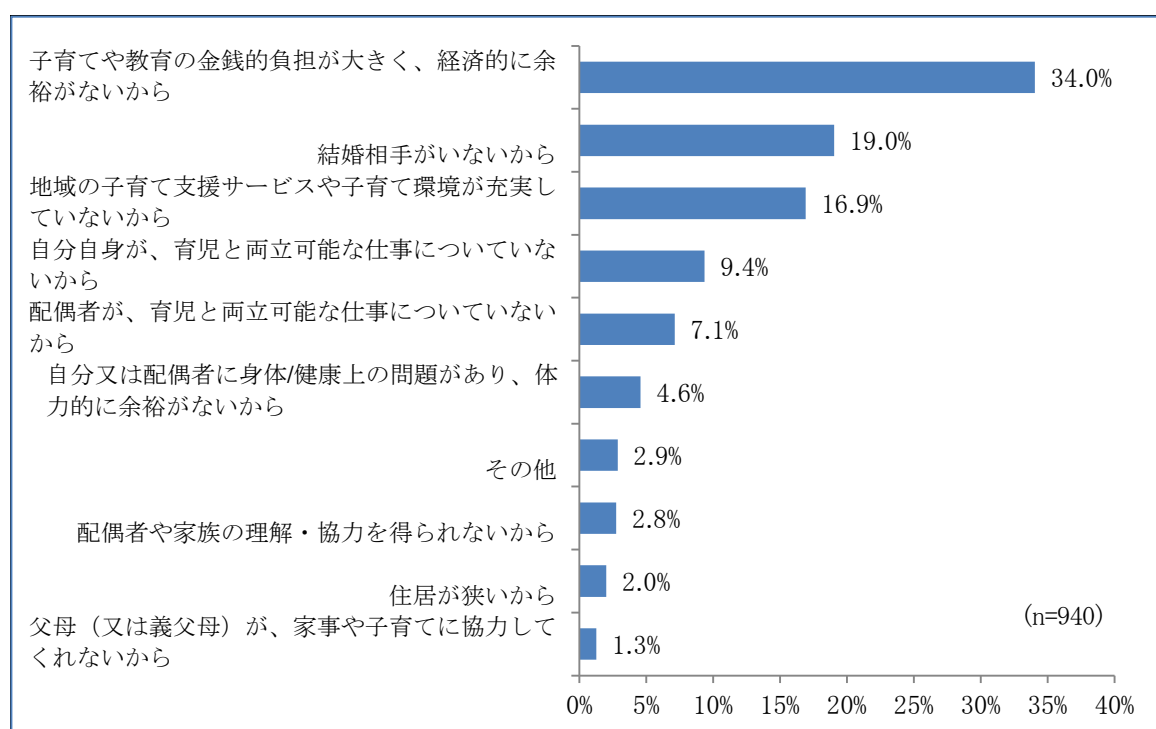


資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

女性のキャリア形成の中断は、女性の管理職登用率の低さの一因ともなり、職場の意思決定の多くが男性中心に行われることに繋がり、職場における女性の立場を補助的なものとする傾向を生みかねません。

一方で、二本松市の合計特殊出生率（「第2章 二本松市の概況」参照）は、平成20年～24年では県の数値を下回る右肩下がりのグラフとなっており、年々少子化が進行していることがわかります。子どもの出生数の減少の理由について、市民アンケートでは「子育てや教育の金銭的負担が大きく、経済的に余裕がないから」「結婚相手がいないから」「地域の子育て支援サービスや子育て環境が充実していないから」という意見が上位を占めており、育児にかかる経済的負担の解消や、出会いの場の提供、子育て環境の充実が必要とされています。

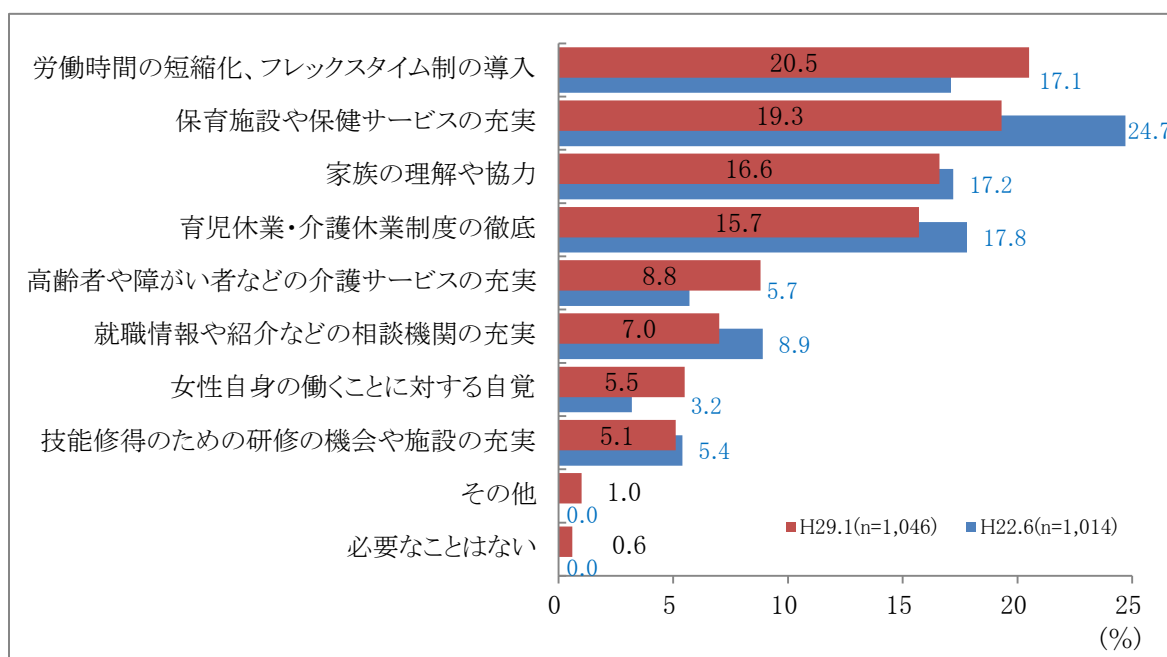
子どもの出生率の減少の理由



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

女性が結婚・出産後も働き続けられるための環境整備については、市民アンケートの結果を見ると、「労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入」、「保育施設や保健サービスの充実」「家族の理解や協力」「育児休業・介護休業制度の徹底」が必要であると考えの人が多くなっています。前回アンケート（平成 22 年）の結果と比較しても、依然高い割合であるが「保育施設や保健サービスの充実」が必要と考える人の割合がやや減少し、「労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入」が必要であると考えの人が増加しています。

女性が結婚・出産後も働き続けられるために必要な環境整備



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

女性の就業継続や男性の家事・育児への参画を推進するためにも、育児や介護に向き合う家庭が安心して生活できる環境の整備、仕事と育児の両立支援、意識啓発や育児・介護休業を取得しやすい環境を整え、男性が家事に参画できる時間のゆとりづくりが必要です。

基本方策（１）多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

事業名	施策の内容	担当課
男性の育児・介護休業制度の利用促進（事業所向け）	男性が女性と共に家事・育児・介護に積極的に参画することによって、女性は働きやすく、安心して出産と育児ができるように、男性の育児・介護休業制度の利用促進啓発と、各事業所に対し男性が育児・介護休業制度を取得しやすい環境の整備について要請する。 【事業計画】 男性の育児・介護休業制度について周知し、取得促進のための職場環境整備に向けた啓発活動を行う。	商 工 課
次世代育成支援推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施	母性保護、育児休業、育児休暇などの各種制度の周知と、男性職員の育児参画及び女性職員活躍のための各種施策の推進を図る。 【事業計画】 1 女性活躍推進法の施行に伴い、同法及び次世代育成支援推進法に基づく一体の特定事業主行動計画を策定・公表する。 2 母性保護、育児休業、育児休暇等の各種制度の周知 3 男性職員の育児参画、育児休業取得の促進に係る周知 4 女性職員の人材確保、育成、職場環境整備等の促進	人事行政課
事業所内託児施設助成金制度等広報	子育てしながら働きやすい就労環境を整備するため「事業所内託児施設」の設置を推進する。 【事業計画】 国や県が中小企業に対して行う支援策について啓発活動を行う。	子育て支援課

基本方策（２）育児・介護にかかる社会的支援の拡大

事業名	施策の内容	担当課
延長保育等の促進	勤労者のための乳児保育、延長保育、一時保育及び障がい児保育を進め、働きやすい環境の整備を推進する。 【事業計画】 1 乳児保育（生後6ヵ月）の実施 （公立5ヵ所・私立9ヵ所） 2 延長保育の実施 （公立5ヵ所・私立9ヵ所） 3 一時保育の実施 （公立5ヵ所・私立3ヵ所）	子育て支援課

事業名	施策の内容	担当課
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園の教育標準時間後の時間帯における保育を実施することにより、保護者の子育てを支援する。 【事業計画】 1 公立幼稚園での実施 2 私立認定こども園への対象経費補助	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	放課後に保護者が家庭にいない勤労世帯の子育てを支援するため「学童保育所」を設置運営する。 【事業計画】 ・二本松地域 指定管理者 7ヵ所 (二本松南、塩沢、岳下、安達太良、杉田、石井、大平学童保育所) 民間開設 1ヵ所 (同朋幼稚園) ・安達地域 直 営 4ヵ所 (油井第1・第2、渋川、川崎学童保育所) 民間開設 1ヵ所 (ふくしまグリーンキャンパス) ・岩代地域 直 営 1ヵ所 (岩代学童保育所) ・東和地域 直 営 1ヵ所 (東和学童保育所)	子育て支援課
放課後子ども教室推進事業	放課後に子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民やボランティアとともに学習、スポーツ及び文化活動等を実施する。 【事業計画】 ・あだち子ども教室 ・とうわ子ども教室 ・いわしろ子ども教室 ・大平子ども教室	生涯学習課
ファミリーサポートセンター活動推進事業	子育て中の家庭が安心して生活できる環境及び仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境を整備して児童福祉の向上を図る。 【事業計画】 地域における子育て支援活動を支援するため、ファミリーサポートセンター運営に要する経費の一部を助成する。	子育て支援課

事業名	施策の内容	担当課
待機児童解消対策事業	待機児童解消のため、民間事業者の施設整備に対し補助を行う。 【事業計画】 ・認定こども園整備事業 ・小規模保育事業所整備事業 ・認可保育所整備事業	子育て支援課
保育所・幼稚園保育料助成事業	子育て支援のため保育所、こども園、幼稚園保育料の無料化、一部助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て世帯の市外からの流入、定着を促す。	子育て支援課
私立幼稚園就園奨励費補助事業	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図り、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	子育て支援の一環として、子どもの医療費の一部負担金等を助成し、子育て家庭の医療費負担の軽減を図る。 【事業計画】 1 出生から18歳までの子どもの医療費の一部負担金及び食事療養費定額負担分を助成する。	国保年金課
高齢者福祉サービス	介護者の負担を軽減するため、高齢者福祉サービスの利用推進を図る。 【事業計画】 1 配食サービス 2 在宅介護支援センター運営 (家族に対する指導、助言、サービス申請の受付) 3 特別養護老人ホーム整備(借入金の償還助成) 4 案内パンフレットの作成	高齢福祉課
障がい者福祉サービス	介護者の負担を軽減するため、障がい者福祉サービスの利用推進を図る。 【事業計画】 障がいの種別に関わらず、障がい者が日常生活において求める介護給付サービス・訓練等給付サービスについて障がい者個々に支援を行う。 ○ 障がい福祉サービス(介護給付・訓練等給付サービス) ○ 地域生活支援事業 ○ 自立支援医療 ○ 補装具費の支給 ○ 広報にほんまつへの記事掲載による周知 ○ 在宅介護者支援事業(介護者激励金の支給)	福祉課

事業名	施策の内容	担当課
多様な形態の家庭への支援（手話通訳関係）	障がい者及び障がい児が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を行う。 【事業計画】 聴覚障がい者・児の意思疎通を援助する手話通訳者の養成、支援を行う。 ○ 手話通訳者研修会の開催 ○ 手話通訳奉仕員養成講座の開催 ○ 手話講習会の開催	福祉課
多様な形態の家庭への支援（ひとり親家庭医療費助成事業）	ひとり親家庭の福祉増進のため、医療費の一部を助成する。 【事業計画】 ひとり親家庭の医療費の一部を助成	子育て支援課
男女の「出会いの場」を設ける事業	結婚の意思・子どもを持ちたい希望がありながら、適当な相手にめぐり合えない独身の男女を支援するため、市内外又は大都市圏等から女性を招き「出会いの場」を設け、結婚推進を図る。 【事業計画】 ・婚活イベントの実施 ・事前講習会の実施 ・成果検証の実施	子育て支援課
結婚お世話役	少子化対策の一環として、結婚お世話役を設置し、市内に居住する結婚希望者の結婚推進を図る。 【事業計画】 ・研修会及び結婚お世話役情報交換会の実施	子育て支援課

基本方策（3）職場における男女平等の実現

事業名	施策の内容	担当課
地域子育て支援センターの運営	子育ての不安や悩みについての相談や指導、育児講座の開催などを行う「地域子育て支援センター」を運営する。 【事業計画】 子育て支援センター事業 （5ヵ所：二本松地域、安達地域、岩代地域小浜、岩代地域新殿・旭、東和地域） 1 育児相談の実施 2 子育てサークルの育成 3 保育資源の情報提供 4 親子教室の開催 5 育児の広場の開催 6 育児セミナーの開催 ※ センター間の情報交換	子育て支援課
労働に関する女性の基本的権利の広報・啓発	市広報紙に男女雇用機会均等法等について掲載し法律の理解促進を図るとともに、雇用の場における女性に対する差別の禁止、妊娠・出産を理由とする解雇の禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止、産前産後休業、母性健康管理などの労働条件を定めた「男女雇用機会均等法」の啓発を進める。 【事業計画】 1 男女雇用機会均等法のポイントやあらましについて周知し、法律の理解促進を図る。 2 職場における女性の働く権利保護のため、男女雇用機会均等法のポイントやあらましについて啓発活動を行う。	商 工 課

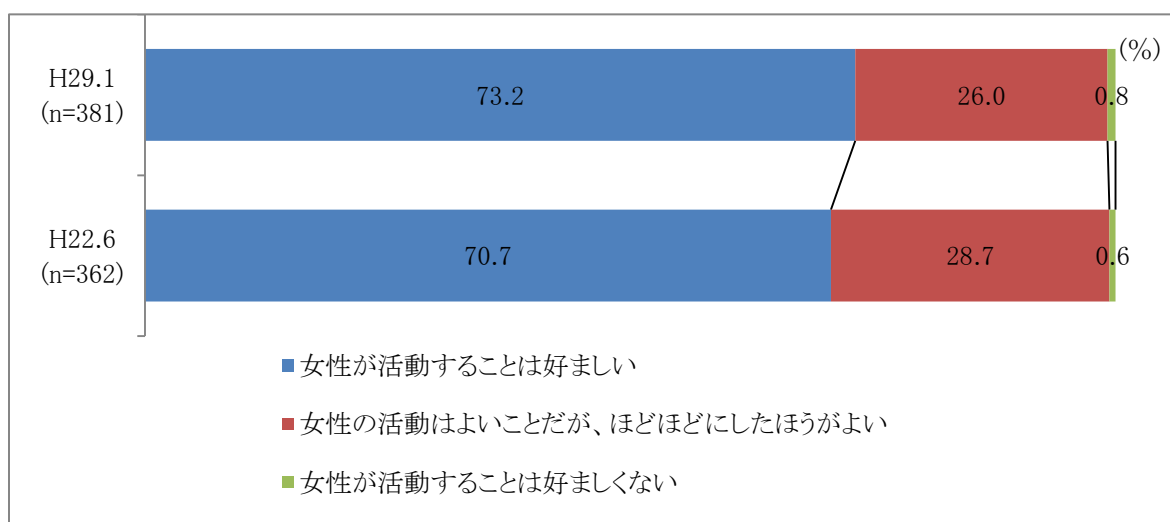
基本方針２ 女性人材の育成と経済的な地位の向上

【現状と課題】

女性が地域や社会のために活動することについて、市民アンケートと前回アンケート（平成 22 年）の結果を比較すると、「女性が活動することは好ましい」と考える人が 70.7%から 73.2%へ増加し、理由についても「地域や社会のために役立つから」「能力・技能・資格が生かせるから」が増加しています。

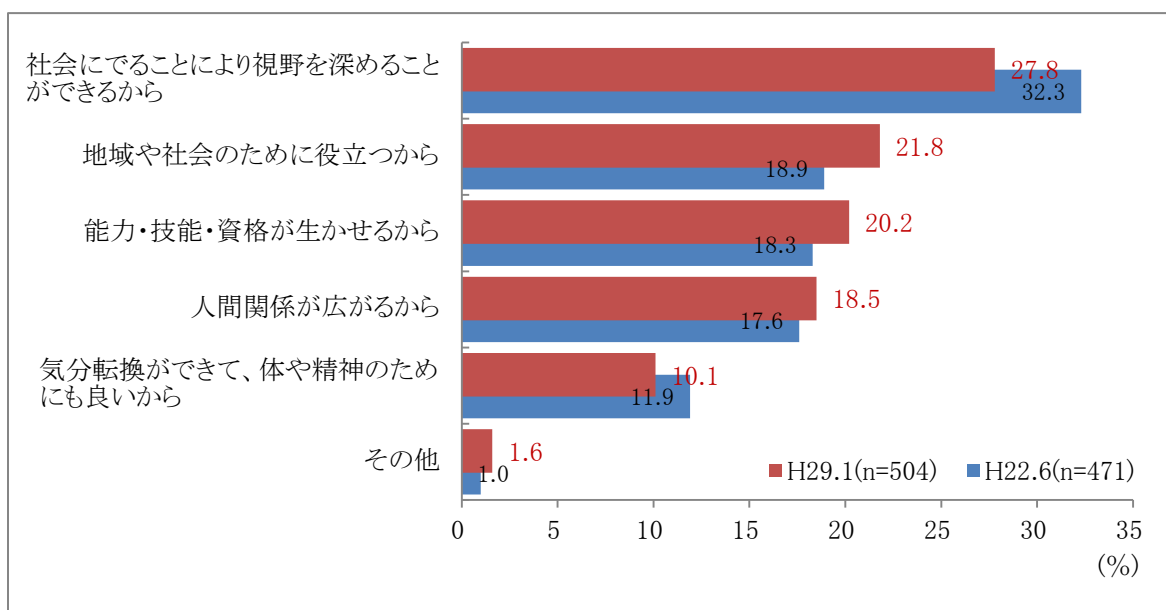
その一方で「女性の活動はよいことだが、ほどほどにしたほうがよい」と考える人が 26%、「女性が活動することは好ましくない」と考える人が 0.8%となっています。その理由として「女性が外に出て活動すると、家事や育児がおろそかになるから」が 50%となっており、前回アンケートと同様、依然として固定的性別役割分担意識が根付いている様子がうかがえます。また、「女性が外に出て活動することに必要性を感じないから」が 11.3%となっており、女性の権利に対する理解を進める必要があります。

女性が地域や社会のために活動することについて



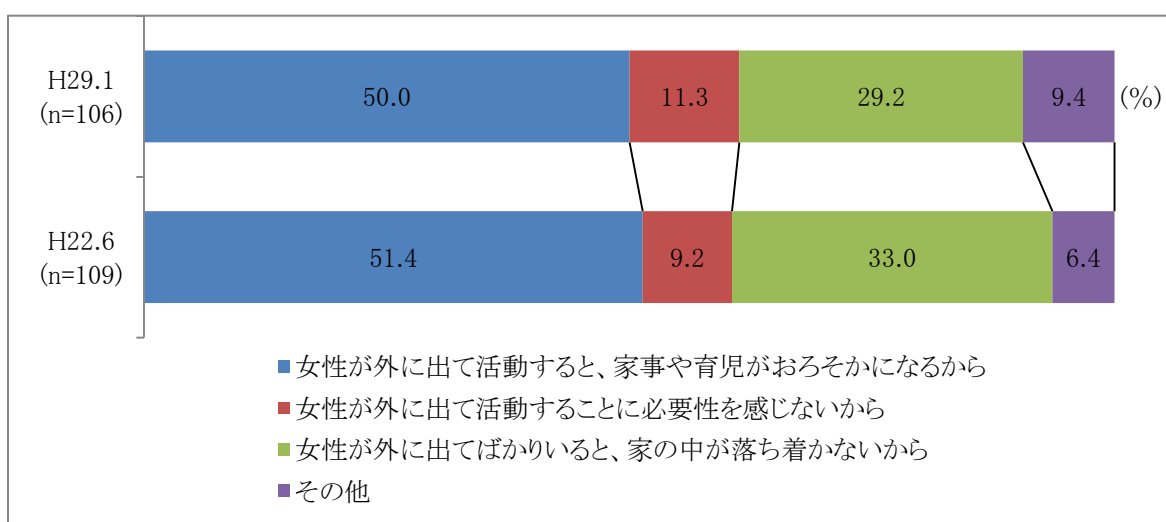
資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=人数）

女性が活動することは好ましいと考える理由



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

女性が活動することは好ましくない・ほどほどにした方がよいと考える理由



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=人数）

女性の権利に対する理解を促進するとともに、能力開発の支援や情報提供を行い、女性のエンパワーメントを進め、男性とともに様々な分野に参画する女性の人材を育成していくことが必要です。

基本方策（１）あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

事業名	施策の内容	担当課
女性指導者の育成	福島県主催の各種事業等への参加を促し、女性指導者の育成に努める。 【事業計画】 二本松市婦人団体連合会のリーダー育成や男女共同参画形成に関する学習のために補助金を交付する。	生涯学習課
女性学級等の開催	女性学級や市民大学セミナー等において社会的性別（ジェンダー）及び女性のエンパワーメントを高めるための学習を行う。 【事業計画】 女性学級で「ジェンダーフリー」についての学習を行う。	生涯学習課
事業所等人材育成補助	市内事業所等の優秀な人材の育成・確保を促進するために、研修受講費の一部を補助する。 【事業計画】 ・参加型（公益法人、大学等の実施する各種研修の受講） ・開催型（事業者が企画し開催する研修）	商 工 課

基本方策（２）女性の労働に対する適正な評価と支援

事業名	施策の内容	担当課
自営業就業女性の労働条件改善と団体育成	自営業女性就労者の労働条件を改善するための啓発と女性団体の育成を行う。 【事業計画】 二本松商工会議所女性会、あだたら商工会女性部等と連携し、啓発活動を行う。	商 工 課
農業就業女性の労働条件改善と団体育成	「家族経営協定」の推進を含め、農業女性就労者の労働条件を改善するための啓発と女性団体の育成を行う。 【事業計画】 農家世帯の女性の労働条件改善のための各種研修、意見交換、交流事業を推進するとともに、農産物加工品等の販売等の支援を通じ、経済的自立を支援するため、生活研究グループの活動に対して、引き続き活動助成、事業支援を行う。	農 政 課

事業名	施策の内容	担当課
農村女性の地位向上支援	家族経営協定の推進により、家庭内職場での経営改善計画策定の話し合いへの参画機会を確保し、農業経営への女性の参画を促進する。 また、生活改善等各種研修機会の提供や活動の支援を行う。 【事業計画】 認定農業者の共同申請を推進するため、既認定者のうち夫婦協働世帯について、家庭訪問等を実施し、共同申請への変更を推奨する。また、5年の認定満了時の再認定申請にあたっては、可能な限り、共同申請への移行を推奨する。各種研修会への参加など、情報の提供に努める。 ・パンフレットによる周知活動 ・県家族経営協定セミナー 参加周知	農 政 課

基本方策（3）女性の経済的自立の促進

事業名	施策の内容	担当課
女性の就業相談会、求人情報の提供	女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携し就業相談会や求人に関する情報の提供を行う。 【事業計画】 ハローワーク二本松と連携し、求人に関する情報の提供（毎週発行）を行う。	商 工 課

基本方針3 意思決定過程における女性の参画の推進

【現状と課題】

女性の社会進出が進みつつあるものの、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とはいえません。女性があらゆる分野において、意思決定過程に男性と平等に参画することは、女性の意思を社会に反映し、男女共同参画社会を実現するための重要な条件です。

女性活躍推進法を始めとする社会全体における女性活躍の動きの拡大から、「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」取組みへ努力することが求められています。

二本松市における審議会等の女性委員を含む審議会等の割合は65.6%、女性委員の割合は24.3%です。また、女性管理職等の状況については20.9%となっています。その一方で、女性議員の割合、町内会長等に占める女性の割合をみると、いずれも1割未満となっており、女性の占める割合が低くなっています。

社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保するため、指導的地位に女性が占める割合が30%となるよう努力を続けていく必要があります。

市町村における審議会等の女性委員の割合

平成28年4月1日現在

	付属機関・委員会の数			付属機関・委員会の委員数		
	総数	うち女性委員を含む数	割合 (%)	総数	うち女性委員の数	割合 (%)
福島県	1,292	912	70.6	14,630	3,108	21.2
二本松市	32	21	65.6	321	78	24.3

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

市町村議会における女性議員の状況

平成28年4月1日現在

	議員総数（人）	うち女性議員数（人）	割合 (%)
福島県	893	67	7.5
二本松市	25	1	4.0

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

女性管理職等の状況（管理職、二役・教育長・議長）

平成28年4月1日現在

	女性管理職（課長相当職以上）		
	管理職総数	うち女性管理職数	女性割合 (%)
福島県	2,114	239	11.3
二本松市	86	18	20.9

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

町内会長等に占める女性の割合

平成28年4月1日現在

	名称	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)
福島県	区長、町内会長	6,042	205	3.4
二本松市	区長、町内会長	373	10	2.7

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

PTA会長に占める女性の割合（市町村立）

平成28年4月1日現在

	幼稚園			小学校		
	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)
福島県	147	61	41.5	436	25	5.7
二本松市	11	4	36.4	16	0	0.0

	中学校			全体		
	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)	総数	うち 女性の数	女性割合 (%)
福島県	209	15	7.2	792	101	12.8
二本松市	7	0	0.0	34	4	11.8

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

農業委員数

平成27年10月1日現在

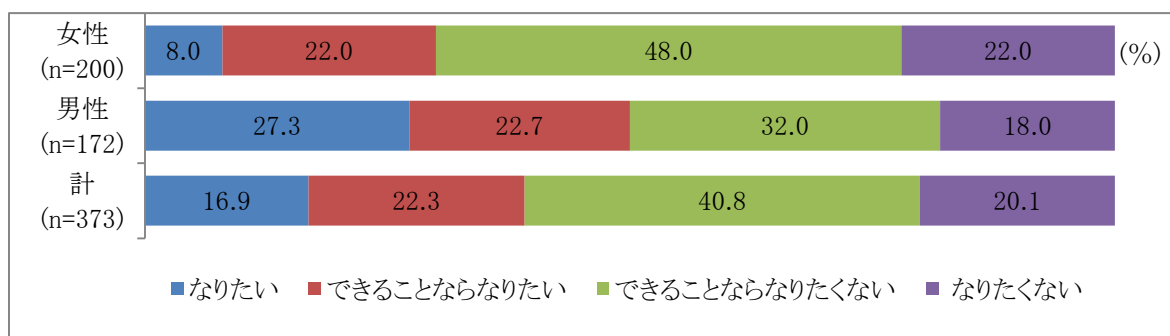
	農業委員実数（人）	男性（人）	女性（人）	女性の割合（%）
福島県	1,161	1,102	59	5.1
二本松市	35	34	1	2.9

資料：福島県の男女共同参画推進状況 平成28年度版（福島県）

また、仕事をするうえでリーダーや管理職になることについて、市民アンケートの結果を見ると、女性の約3割、男性の5割が「なりたい」、「できることならなりたい」と回答しています。男女ともその理由として「能力を活かした仕事がしたい」との回答が多くなっていることから、男女を問わずその能力を発揮してもらうため、女性の登用促進のための啓発を進めていく必要があります。

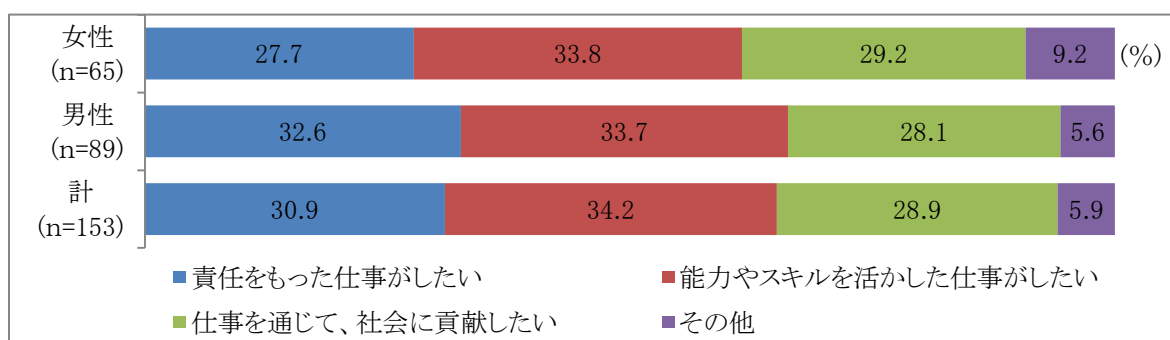
その一方で、女性の約7割、男性の5割が「なりたくない」、「できることならなりたくない」と回答しています。女性では「能力やスキルが十分でない」、男性では「人間関係で苦勞したくない」との理由が多くなっていることから、それぞれのライフステージをとおして誰もがいつでも学べる機会を持てるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムの充実や、男女が共にお互いを尊重し合える、働きやすい職場環境の実現をめざしていく必要があると考えられます。

仕事をするうえでリーダーや管理職になることについて



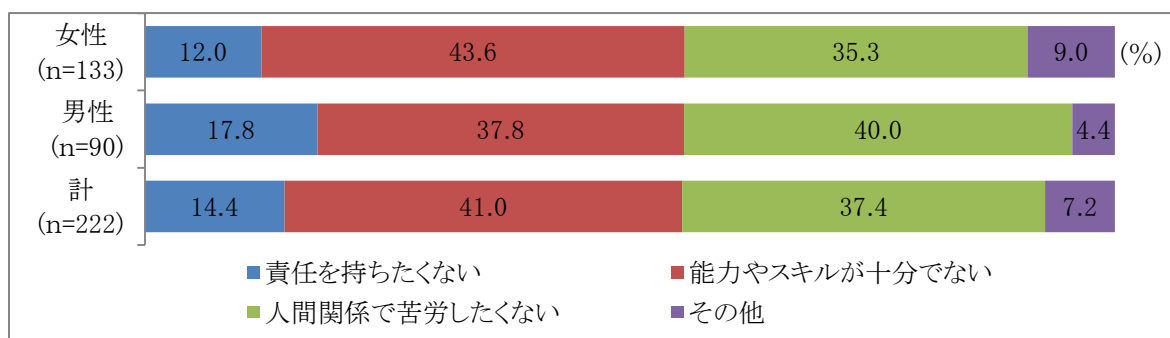
資料：男女共同参画に関する市民アンケート（※性別不明あり、n=人数）

リーダーや管理職に「なりたい・できることならなりたい」理由



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=人数）

リーダーや管理職に「なりたくない・できることならなりたくない」理由



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=人数）

女性の活動、活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現へとつながるものであり、あらゆる分野における女性の活躍を推進していく必要があると考えられます。

基本方策（１）公的分野における女性の参画の促進

事業名	施策の内容	担当課
女性委員の登用促進	市の行政審議会、委員会等における女性委員の構成比率を、30%以上を目標に推進する。 【事業計画】 庁内への取り組み要請 現状を公開し、次期改選時期において改善を要請する。	各 課
広聴制度の利用促進	市民から広く意見を聴取するための「菊松ボックス」、「げんきのたね」及び「広聴カード」制度を周知して、男女問わず広く意見・提言を求める。 【事業計画】 機会を捉えて男女共同参画の趣旨を踏まえ広聴制度を周知し、より一層意見・提言が提出されるように利用促進を図る。	秘書広報課
女性職員の採用と登用促進	市職員の採用にあたっては、男女の機会の均等を確保する。また、女性職員の職域拡大及び能力開発に配慮し、管理職への登用を促進する。 【事業計画】 1 市職員採用に係る男女機会均等の確保 2 女性職員の職域拡大の検討 3 研修等を活用した女性職員の能力開発 4 女性職員の管理職への登用	人事行政課

基本方策（２）企業、団体、地域等における女性の参画の推進

事業名	施策の内容	担当課
組織・団体のトップへの女性の登用	男女共同参画社会の形成に向け、ＰＴＡ・保護者会・行政区を含め、可能な限り組織・団体のトップへの女性の登用の機運を醸成する。 【事業計画】 市ウェブサイトへ記事を掲載し、各種組織・団体のトップへの女性の登用を推進する。	各 課
女性登用促進のための啓発活動推進	今日、少子・高齢化社会を支えるためにも女性労働者の存在は重要性を増してきている。企業・事業所にとって、男女を問わず社員にその能力を存分に発揮してもらうことは、社会からの信頼を獲得するとともに企業・事業所の成長の原動力となる。 このような観点から、女性の管理・監督者への登用を促進するための啓発活動を推進する。 【事業計画】 企業・事業所において女性の管理・監督者への登用を促進するための啓発活動を推進する。	商 工 課
地域活動の意思決定過程への女性の参画促進啓発	地域活動において、その意思決定の場には「世帯主」として男性が参画することが多いのが現状である。 女性や子ども・高齢者にとって、より安全で住み良い地域社会づくりを進めるため、自治会、防犯、防災等あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を促進する。 【事業計画】 市ウェブサイトでの啓発	企画財政課

【基本目標Ⅱ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

女性に対する暴力は、人間の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。また、生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、特に、女性は妊娠・出産など、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面するため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）が重要な人権として認識される必要があります。

【成果目標】

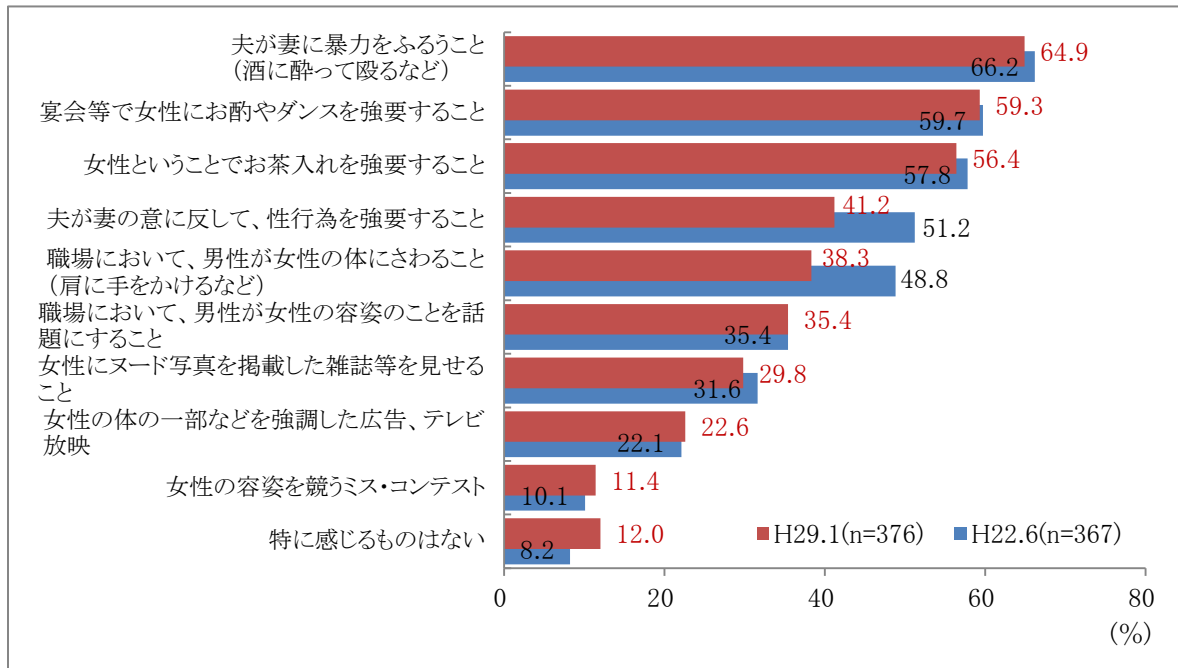
	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
職場におけるセクシュアル・ハラスメントを受けた経験の有無（言葉や意味は知っているが、実例がない割合）	72.6%	80%
ドメスティック・バイオレンスの経験の有無（言葉や意味は知っているが、実例がない割合）	64.8%	80%

基本方針 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者、恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合被害者は女性です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担や家庭・社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女の置かれている状況等に根ざした構造的問題です。

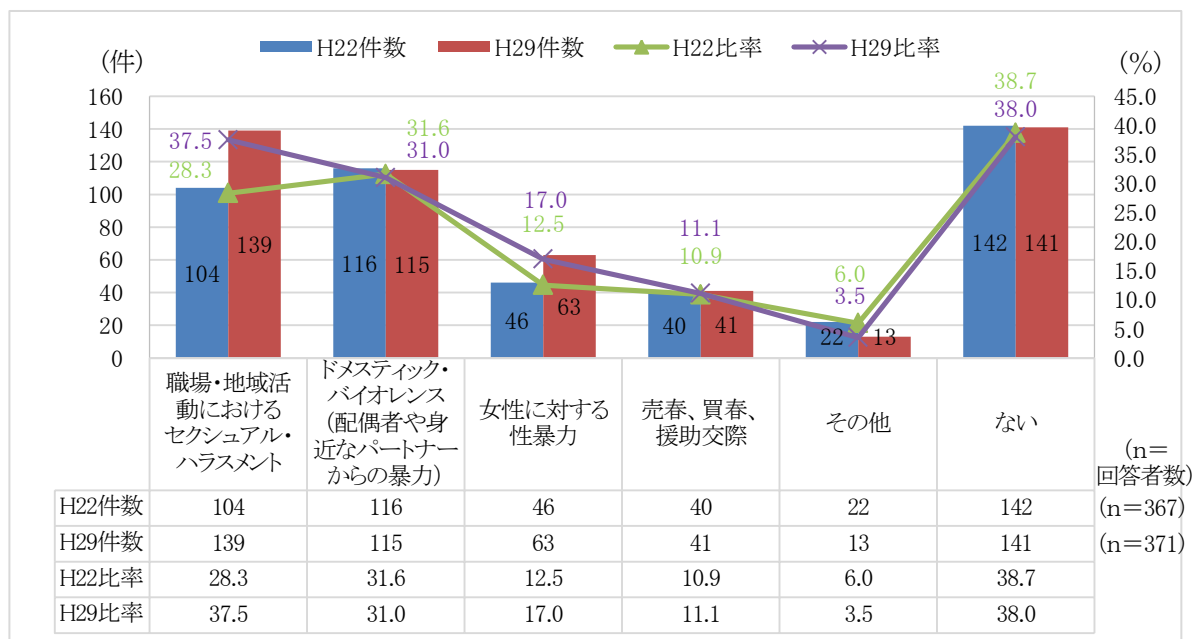
女性の人権が尊重されていないと感じるもの



資料：男女共同参画に関する市民アンケート (n=件数)

「身近で実際に見聞きした女性に対する暴力」について、市民アンケートの結果をみると38.0%の人が「ない」と回答をしていますが、依然として「職場・地域活動におけるセクシュアル・ハラスメント」と「ドメスティック・バイオレンス(配偶者や身近なパートナーからの暴力)」など、暴力が存在していることがわかります。

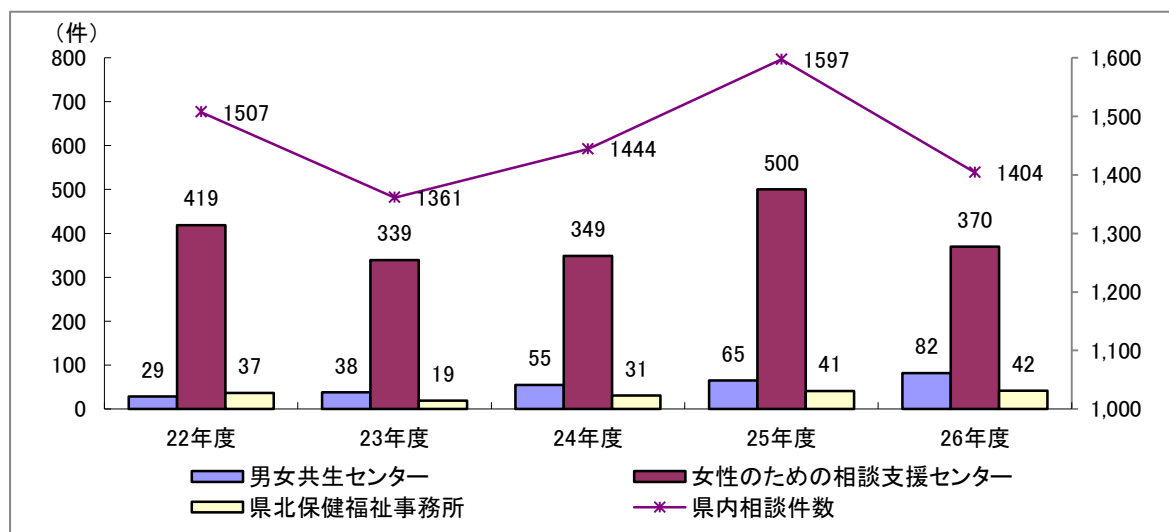
実際に見聞きした女性に対する暴力



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

また、福島県における配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移をみると、全体の件数は毎年10%程度の増減があり、女性のための相談支援センター（福島市）の件数も同じような形で推移をしている一方で、男女共生センター（二本松市郭内）においては相談件数の増加がみられています。

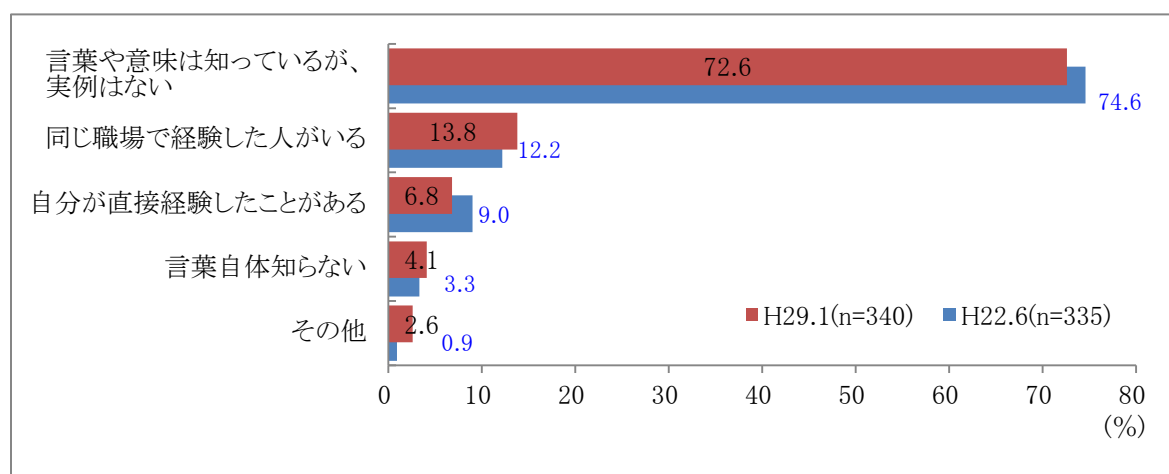
配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数



資料：福島県女性のための相談支援センター「平成27年度女性保護事業概要（平成26年度実績）」

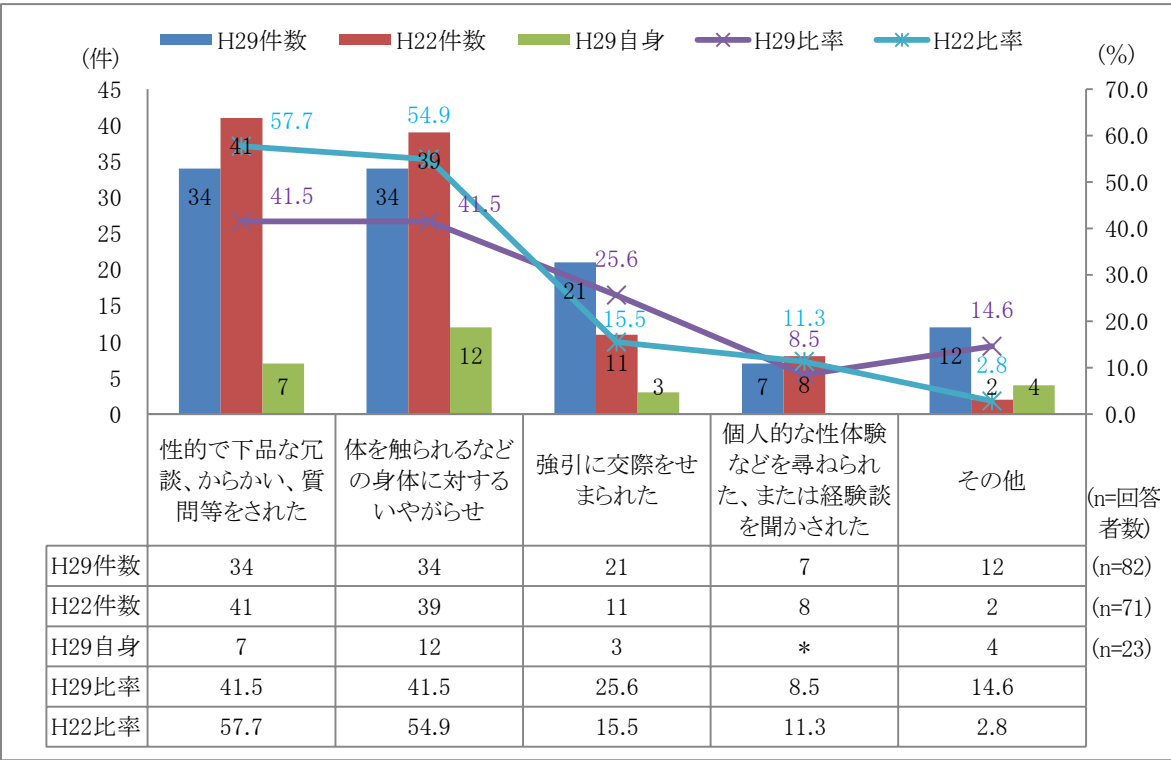
職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、「被害の実例はない」というケースがアンケート回答の7割を占めているものの、その一方で「同じ職場で経験した人がいる」「自分が直接経験したことがある」というケースが約2割見られます。「性的で下品な冗談、からかい、質問等をされた」、「体を触られるなどの体に対するいやがらせ」については前回アンケートよりも件数、割合ともに減少していますが、依然として4割以上存在しています。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントを受けた経験の有無



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=人数）

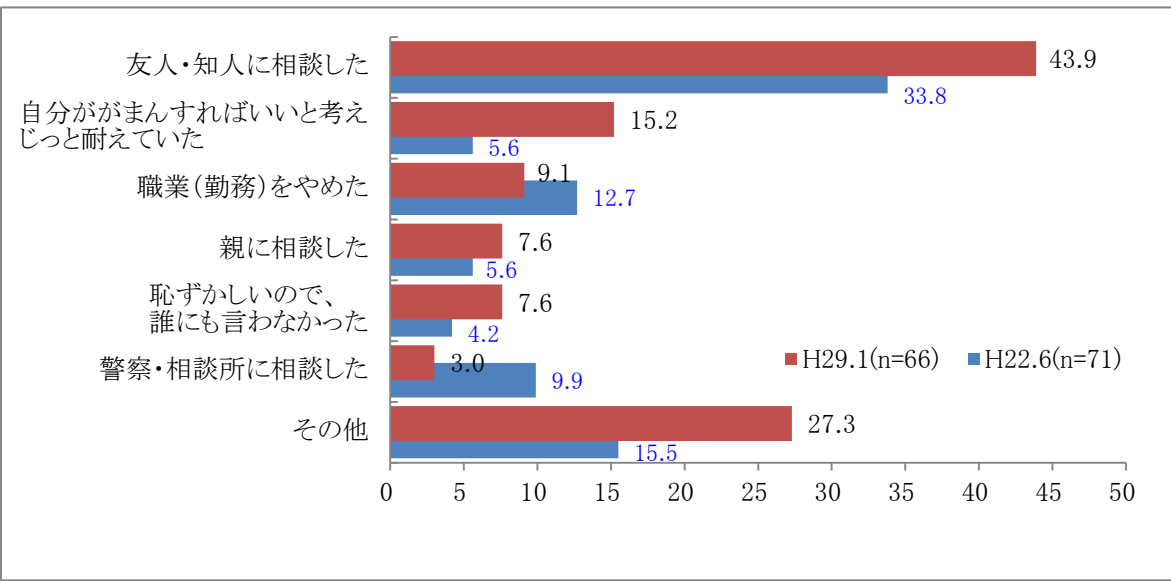
受けたことのあるセクシュアル・ハラスメント



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

また、その被害について「自分がかまんすればいいと考えじっと耐えていた」という回答の割合が前回アンケートに比べ増えており、問題が潜在していることがうかがえます。被害について、一人で抱え込むことのないよう、相談先の周知が必要です。

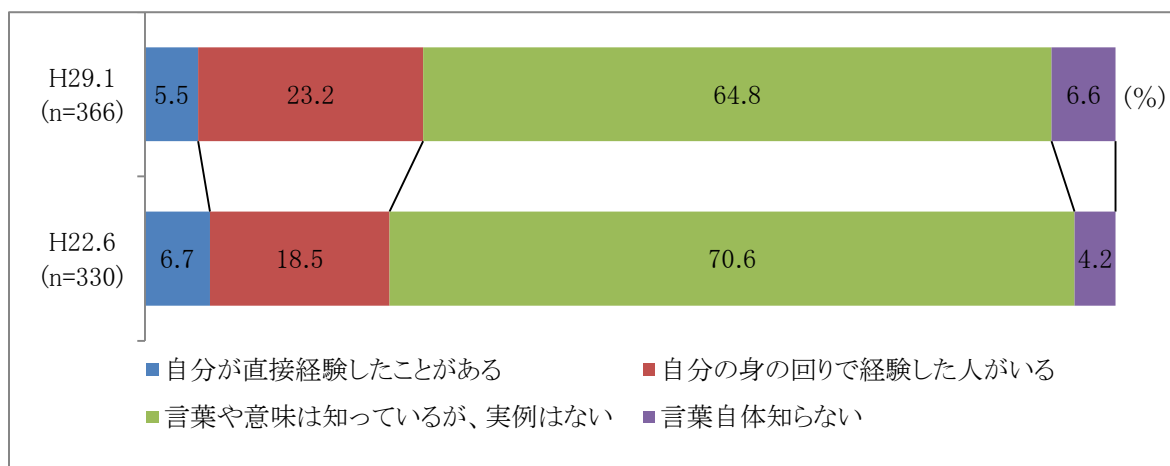
セクシュアル・ハラスメントを受けた際の対処



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

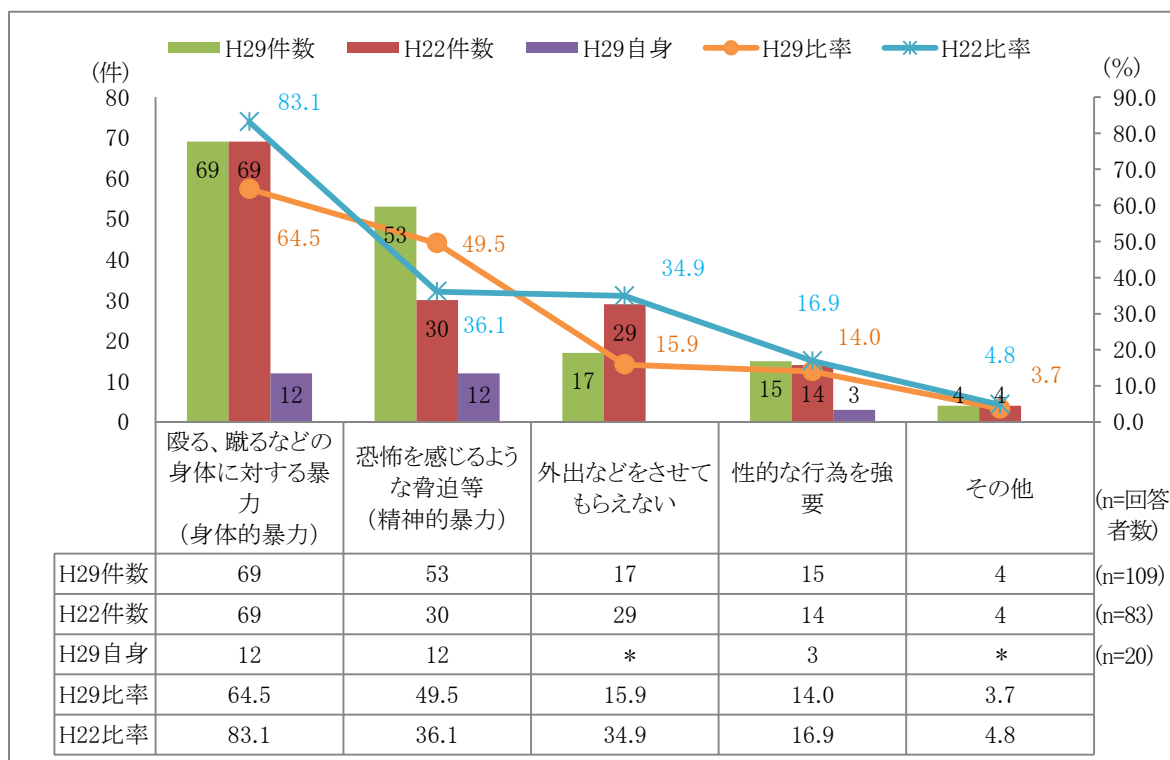
ドメスティック・バイオレンス（配偶者や身近なパートナーからの暴力）については、前回アンケート（平成22年）と比較すると「自分が直接経験したことがある」と回答している人の割合は減少した一方で、「自分の身の回りで経験した人がある」と回答している人の割合が増えています。近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などのインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、被害について認識しやすくなっていることが考えられます。

ドメスティック・バイオレンスの経験



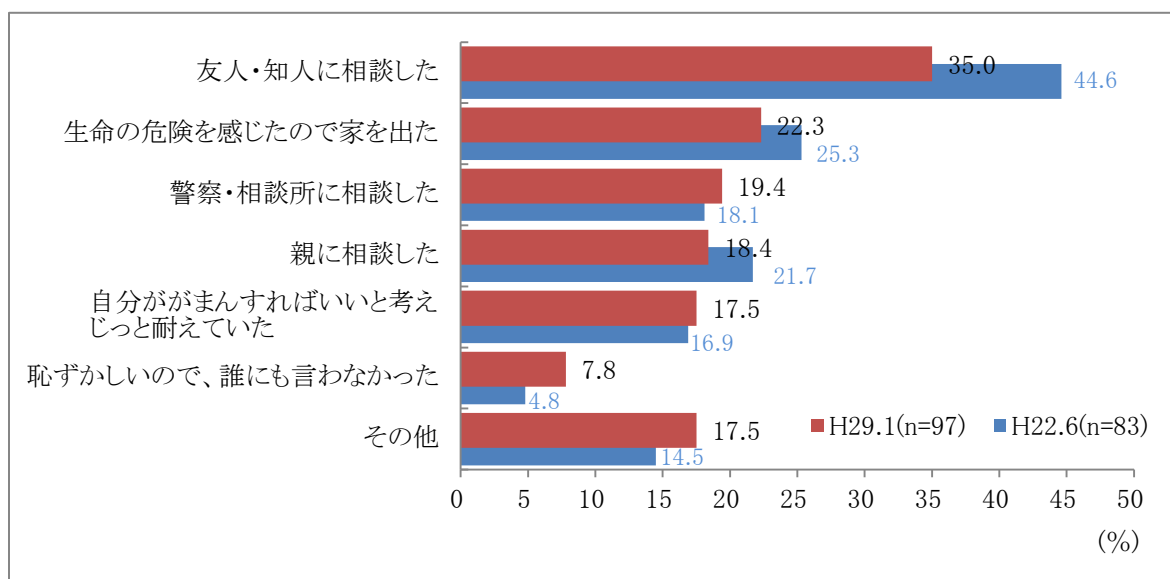
資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=人数）

自身・知人が受けた暴力



資料：男女共同参画に関する市民アンケート

暴力を受けた際の対処

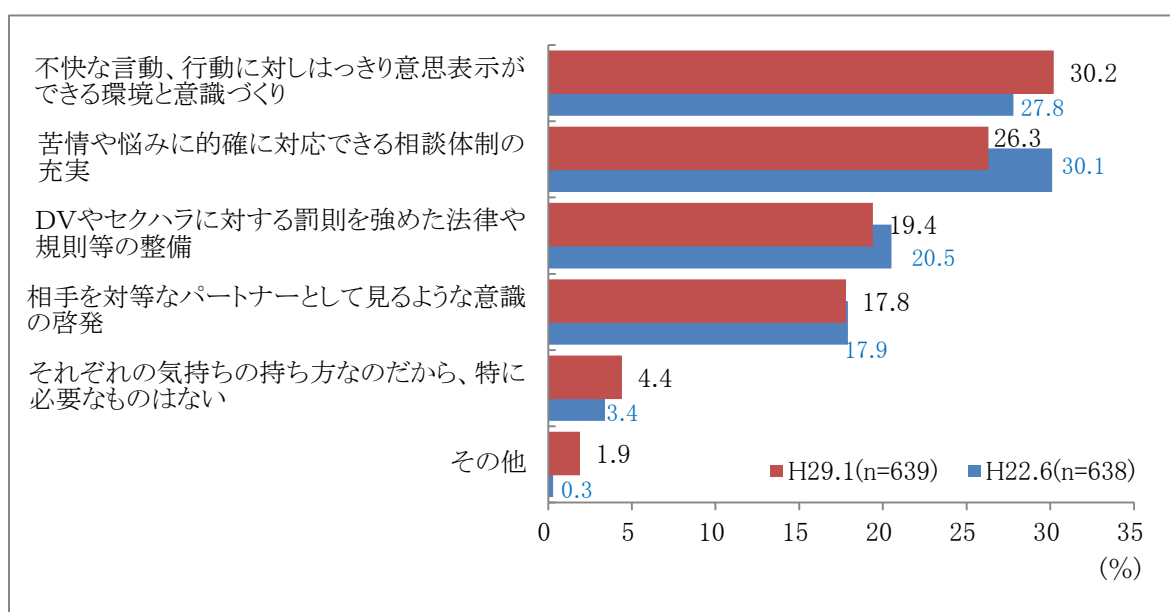


資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

人権侵害をなくすためには「不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり」、「苦情や悩みに的確に対応できる相談体制の充実」が求められています。

肉体的、性的、心理的な暴力は、人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、性差別や暴力を許さない社会環境の実現に向け、人権尊重についての広報啓発活動の一層の推進に努めます。

人権侵害をなくすために必要なこと



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

基本方策（１）男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進

事業名	施策の内容	担当課
男女間における暴力の根絶に向けた啓発	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」（11月25日）に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。 また、高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。 【事業計画】 1 市広報紙による広報 2 市ウェブサイトによる広報 3 関係機関との連携	健康増進課 福祉課 子育て支援課 高齢福祉課
セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するものである。 また、能力発揮を妨げるとともに、日常生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為であることから、防止に向けた広報・啓発を行う。	生活環境課
性暴力等の防止活動	セクシュアル・ハラスメントが犯罪であることを再認識するよう広報活動を展開する。また、関係機関との連携を図りその防止に努める。 なお、人権擁護委員に積極的に女性を推薦し女性が相談しやすい体制を整える。 【事業計画】 1 市広報紙に、人権擁護委員の活動、仕事を掲載 2 広報等によるセクシュアル・ハラスメント防止活動 3 人権啓発活動の推進、人権相談所、行政相談所の開設	生活環境課

事業名	施策の内容	担当課
性犯罪・売買春防止のための防犯活動促進	市広報紙への啓発記事の掲載、地域安全パトロール隊等による防犯啓発活動、市内巡回パトロールなどによりその防止に努める。 【事業計画】 1 地域安全パトロール (毎週2～3回 夜間巡回パトロール) 2 ピンクビラ等除去活動 一戸一灯防犯活動 3 市広報紙への防犯啓発記事掲載 4 少年センター補導委員による地域パトロール 5 県主催の講座「親支援・性と生のワークショップ」への参加	生活環境課 生涯学習課
相談体制の充実（人権）	人権擁護委員等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図る。 【事業計画】 人権擁護委員と連携した相談活動の実施	生活環境課
相談体制の充実（民生委員・児童委員）	福島県男女共生センター相談室、民生委員・児童委員等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図る。 【事業計画】 民生委員・児童委員と連携した相談活動の実施	福祉課
相談体制の充実（家庭児童相談員）	福島県男女共生センター相談室、児童委員、家庭児童相談員等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図る。 【事業計画】 家庭児童相談員と連携した相談活動の実施	子育て支援課

基本方針2 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

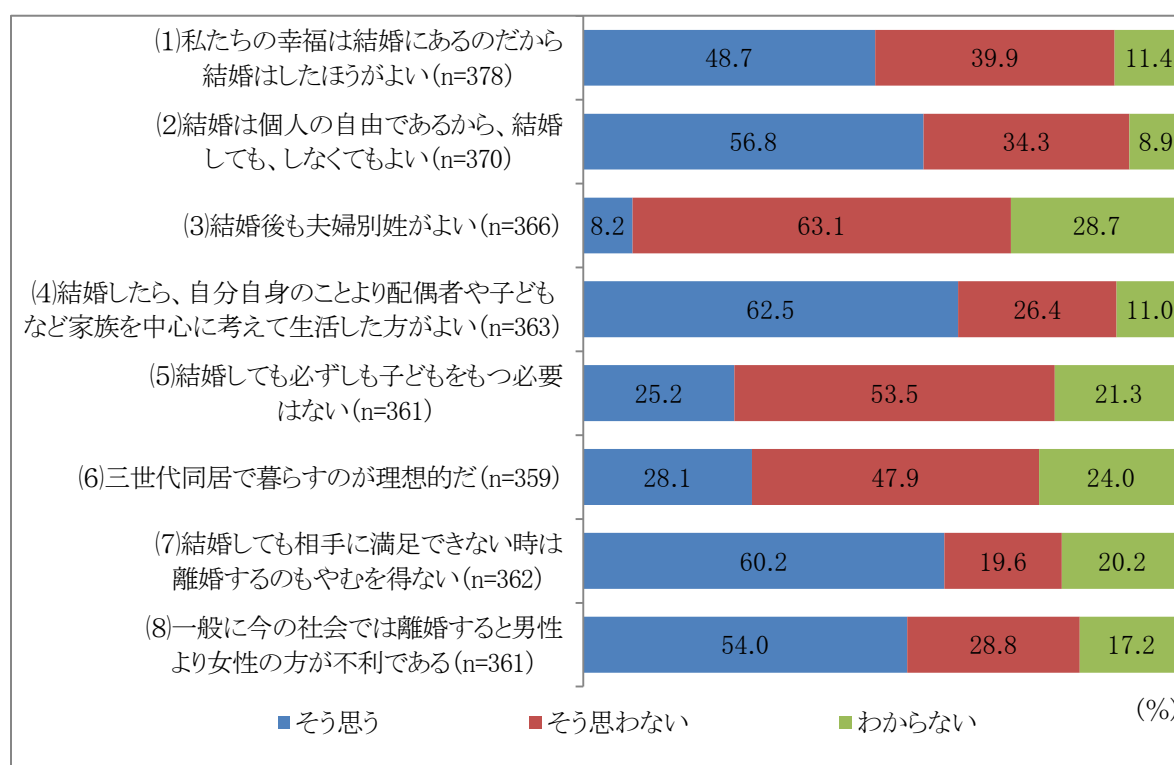
生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには市民一人ひとりが自らの健康状態を理解し、保持・増進に向けて積極的に取り組む必要があります。

アンケート調査において、前回アンケートの結果と比較すると「結婚したほうがよい」との考えが増加している一方で、「相手に満足できない時は離婚するのもやむを得ない」との考えも増加しています。結婚・離婚に対し、それぞれが自由に選択できるようになってきていることがわかります。

しかしながら、男性と女性では身体に備わっている機能が異なり、それぞれの性別やライフステージに応じた病気や健康上の問題点があります。さらに、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対応が求められています。

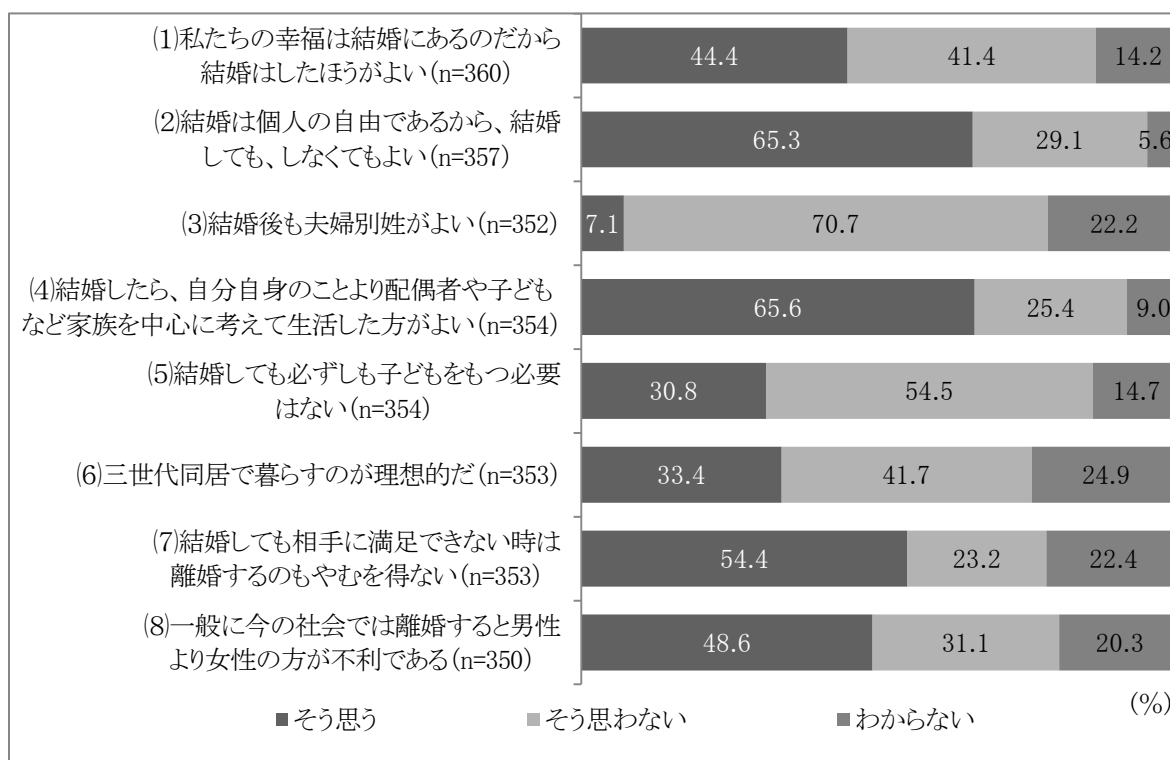
生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」が重要な人権として認識される必要があります。

結婚観・家庭観・離婚観



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=人数）

【前回結果】



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（平成22年6月、n=人数）

女性の重要な人権である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する情報を広く提供し、女性が自ら心と身体の健康管理を行い、妊娠・出産に関して主体的に判断できるよう意識の醸成を図り、男女が互いの性を尊重する人間教育としての性に関する教育を充実することが必要です。また、女性の健康について、妊娠・出産に関する支援に加え、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防など、妊娠・出産以外の健康を支援する視点を踏まえた取組みにより、女性の性と生殖に関する総合的な健康支援施策を推進することが必要です。

基本方策（１）性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進

事業名	施策の内容	担当課
「性と生殖に関する健康・権利」の理解促進	男性も女性もお互いの性を理解し、尊重し合える社会の形成と、子どもを産む、産まない、産む間隔などの家族計画について、女性が自発的に決めることができる権利の社会的理解を促進するための広報を行う。 また、安心して出産と育児をするため、新しくお父さんお母さんになれる方を対象にした両親学級を開催する。 なお、出産後には家庭訪問による家族計画等の指導を行う。 【事業計画】 1 両親学級の開催 2 出産後の家庭訪問実施 （１）第１子及び第２子以降の要支援者の訪問 （保健師・助産師） （２）上記以外の乳児（４か月未満児）訪問委託 （子育て支援課協同） 訪問目標１００％ 3 育児不安に悩む保護者への支援 4 不妊に悩む夫婦で、特定不妊治療を行った方に対し、治療費の補助を行う。 5 産後ケア事業 6 子育て応援メールの配信	健康増進課
生徒指導力の向上及び性教育の推進	市内各中学校にて、産婦人科医による性教育教室を実施し、男女が互いの性を尊重できるよう人間教育を行う。 【実施計画】 ・産婦人科医による性教育教室の実施	学校教育課

基本方策（２）生涯を通じた母性の健康保持・増進

事業名	施策の内容	担当課
妊婦健康診査事業	妊婦に対して健康診査費を補助することにより、妊婦が安全に安心して出産ができるよう支援する。 【事業計画】 妊婦健康診査費用の助成（１人あたり１５回分）及び産後検診の実施	健康増進課
特定不妊治療費助成事業	保険診療の適応とならない体外受精、顕微授精に係る費用補助を行うとともに、不妊に関する啓発・相談等を実施する。 【事業計画】 １ 不妊治療助成 ２ 不妊相談 ３ 啓発活動	健康増進課
出産時交通費補助事業	産婦人科医師不足により、当市において分娩ができない状況にあることから、出産時に医療機関までの移動にかかる経費を支給することにより、安心して妊娠出産ができるよう支援を行う。 【事業計画】 出産時の緊急用タクシー	健康増進課
産後ケア事業	産後の産婦と乳児のために、施設において宿泊または日帰りで、母子のケアや授乳指導・育児相談等が受けられる、産後ショートステイやデイケアを実施する。 【事業計画】 １ 対象 下記のすべてに当てはまる産婦と原則４か月以内の乳児 (1)市民 (2)産婦の体調不良や育児不安等がある (3)医療行為が必要でない方 ２ 利用期間 デイケア 原則７日間まで	健康増進課

事業名	施策の内容	担当課
子育て応援メール事業	子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進んでおり、孤立による育児不安や負担感が大きくなっているため、メールにより切れ目の無い育児情報や母親のメンタルヘルスに関する情報を届けることで、母親の心に寄り添い、育児不安、産後うつ、乳幼児虐待などの予防・解消に努める。 【事業計画】 1 配信対象 妊娠初期から3歳の誕生日まで 2 配信回数 (1)妊娠期（妊娠4週0日から41週6日まで）：毎日 (2)出産後（3歳誕生日まで） ①100日目まで：毎日 ②1歳時：3日ごと ③2歳時：週1回程度 ④3歳時：月2回程度	健康増進課

【基本目標Ⅲ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、職場、家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを対等な人格として認め、支え合い、尊重し合うことが不可欠です。依然として強く残る固定的な性別的役割分担意識の減少を基軸とした、男女共同参画意識の普及・啓発や、家庭・地域における参画促進、インバウンド対策といった国際的な対応に向けても、男女共同参画社会の実現のため基盤を整備していく必要があります。

【成果目標】

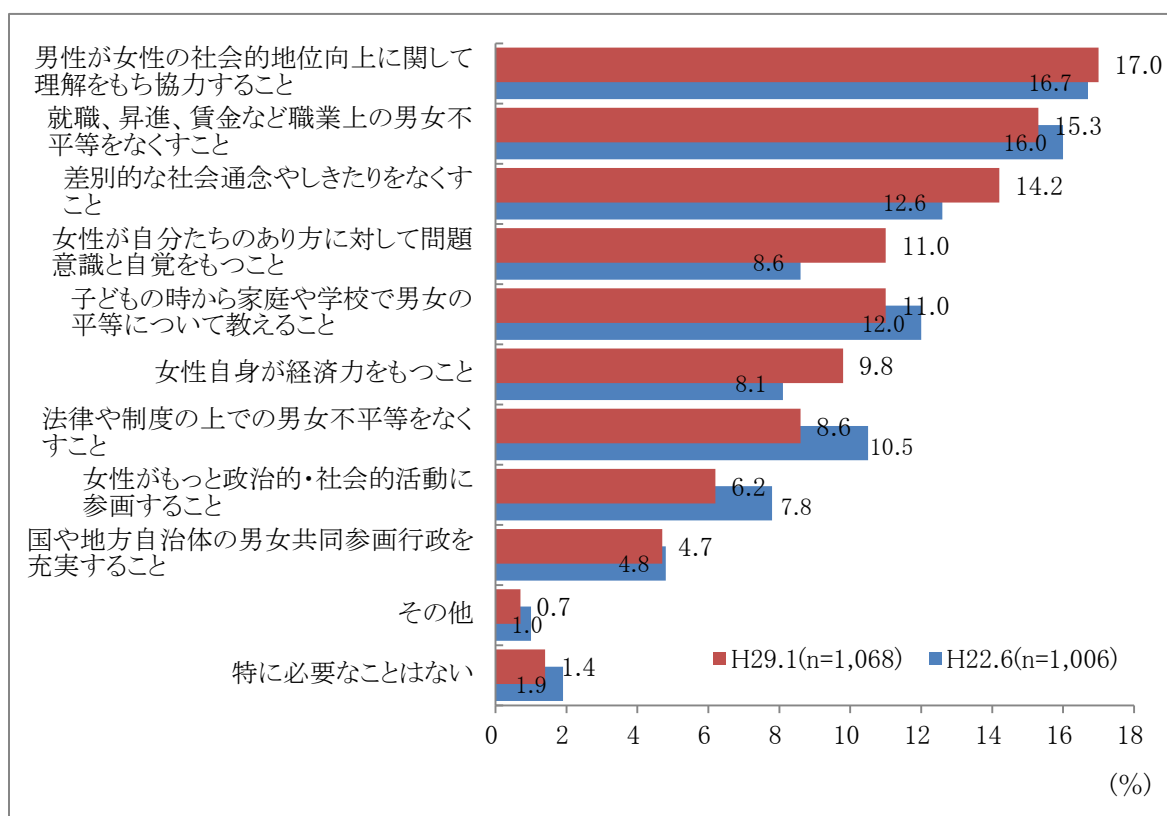
	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
家庭生活の中における男女の地位の平等感 （家庭生活の中で、男女の地位の平等感が平等になっていると感じている人の割合）	50.4%	60%

基本方針1 男女共同参画意識の普及・啓発

【現状と課題】

市民アンケートの結果をみると、男女平等の実現のためには「男性が女性の社会的地位向上に関して理解をもち協力すること」、「就職、昇進、賃金など職業上の男女不平等をなくすこと」、「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと」、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」が必要と感じている人が多くなっており、前回アンケートの結果から大きく変化していないことがわかります。

男女平等の実現のために必要なこと



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を行い、意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消していく必要があります。

基本方策（１）男女共同参画に関する広報・啓発の推進

事業名	施策の内容	担当課
「社会的性別（ジェンダー）の視点」の理解促進	「社会的性別（ジェンダー）の視点」について、すべての市民が関心を持ち、理解を深めるように市ウェブサイトへの掲載により広報・啓発活動を推進する。 あわせて、福島県男女共生センターが開催する事業のPRを積極的に行い、一人でも多くの市民の参加を促すことによって市民の社会的性別（ジェンダー）意識を高める。 【事業計画】 1 市ウェブサイトや広報紙への記事掲載（更新）随時 2 福島県男女共生センター主催事業等のPR 随時	企画財政課
「女性の権利」広報（人権）	市広報紙への記事掲載、啓発事業等により、女性の権利に関する法律・制度を広報する。 【事業計画】 市広報紙等による女性の権利に関する制度等の啓発	生活環境課
相談窓口及び救済機関の情報提供（人権）	女性の差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報を市広報紙等により提供する。 【事業計画】 市広報紙による女性の差別等に関する相談窓口等を案内	生活環境課

基本方策（2）学校教育における社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進

事業名	施策の内容	担当課
社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進	人との交流を通して自分自身や他の人を見つめ、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじ、人権尊重を基盤とした男女平等とお互いを尊重する心を醸成する。 【事業計画】 1 幼稚園における教育 ・男女仲良く遊ぼうとする運動遊び、集団遊びを実施する。 ・「生きいき運動」を工夫・推進する。 2 小・中学校における教育 ・学級活動、保健学習で、男女の平等、互いを尊重する気持ちを育てる学習を展開する。 ・道徳の時間（道徳科）において、個性の伸長、男女平等、相互理解などの心情、態度を育てる指導を展開する。	学校教育課
性別にとらわれない進路指導の推進	児童生徒の発達段階や特性等を十分に考慮し体験活動等を行い、性別にとらわれない職業意識や自立した社会生活を営む力を育成する。 【事業計画】 1 小学校から中学校への進路指導 ・総合的な学習の時間における地域学習を積極的に実施する。 ・人と触れ合い、働くことの意義や生き方を考える学習活動を積極的に展開する。 2 中学校から高等学校への進路指導 ・職場体験を充実させ、性別にとらわれない勤労観と勤労意欲を育てる。	学校教育課

基本方策（3）広報における人権尊重の推進

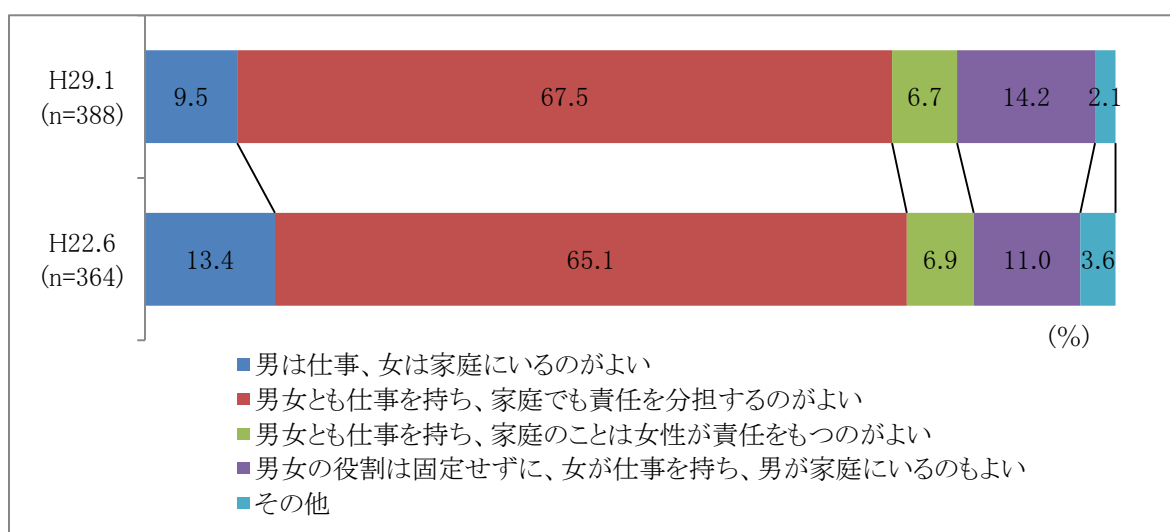
事業名	施策の内容	担当課
広報紙の表現適正化	毎月の「広報にほんまつ」の編集にあたっては、男女共同参画に配慮した表現等の適正化の観点から点検を実施する。	秘書広報課

基本方針２ 男女共同参画に関する家庭・地域での実践拡大

【現状と課題】

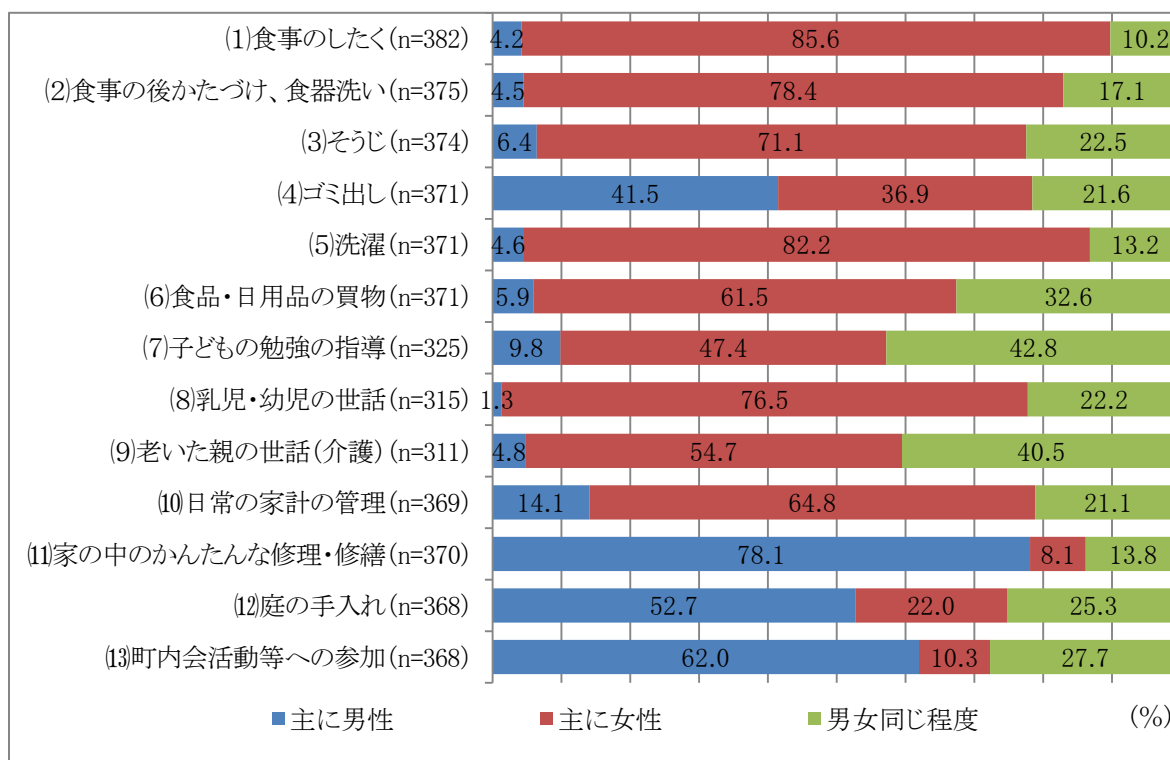
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、男女共同参画に関する市民アンケートの結果をみると、「男女とも仕事を持ち、家庭でも責任を分担するのがよい」と考える人の割合が65.1%から67.5%へ増加しています。その一方で、「家事の役割分担」についての市民アンケートの結果をみると、家事労働の大部分について依然女性が担っていることから、女性の負担が重いままになっていることがわかります。

「男は仕事、女は家庭」という考えについて



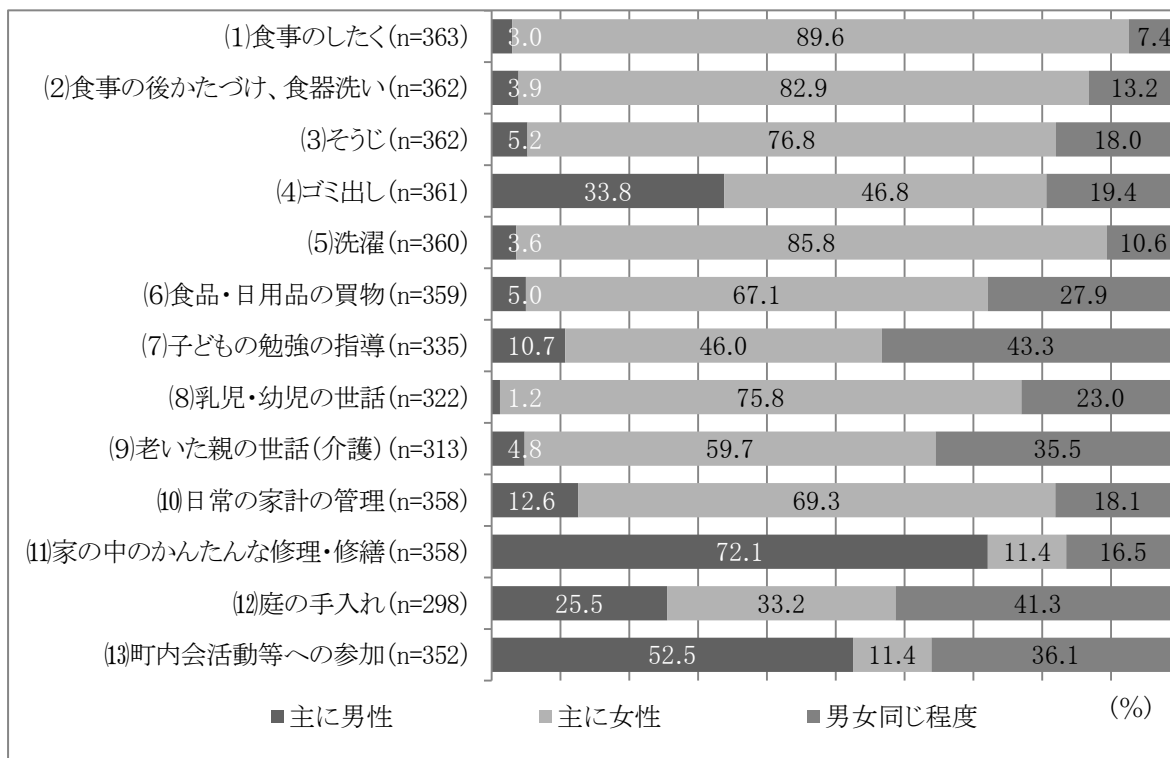
資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=人数）

家事の役割分担



資料：男女共同参画に関する市民アンケート (n=人数)

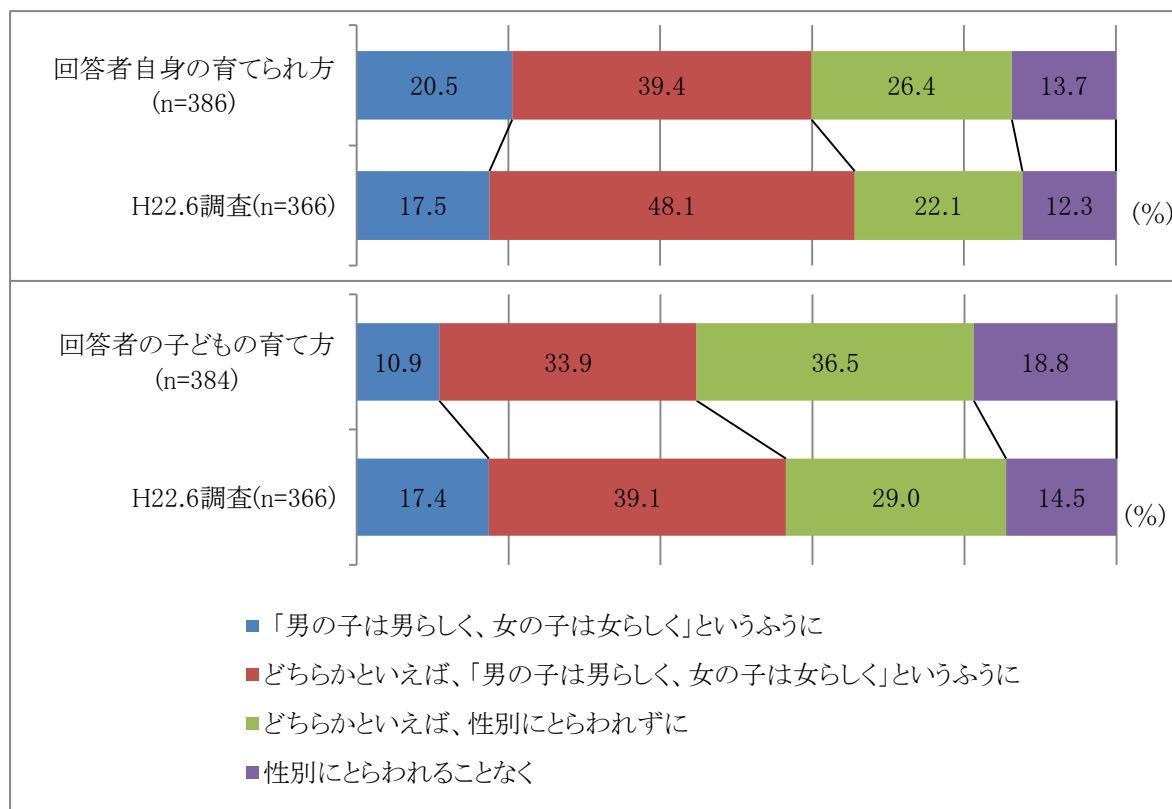
【前回結果】



資料：男女共同参画に関する市民アンケート (平成22年6月、n=人数)

また、前回アンケートと比較し、「(どちらかといえば) 男の子は男らしく、女の子は女らしく」と育てられた人の割合が 65. 6%から 59. 9%へ減少し、「(どちらかといえば) 性別にとらわれずに」と育てられた人の割合が 34. 4%から 40. 1%へ増加しています。また、自身の子どもの育て方についても「(どちらかといえば) 性別にとらわれずに」が 43. 5%から 55. 3%へ増加していることから、固定的性別分担意識の減少が進んできていることがわかります。

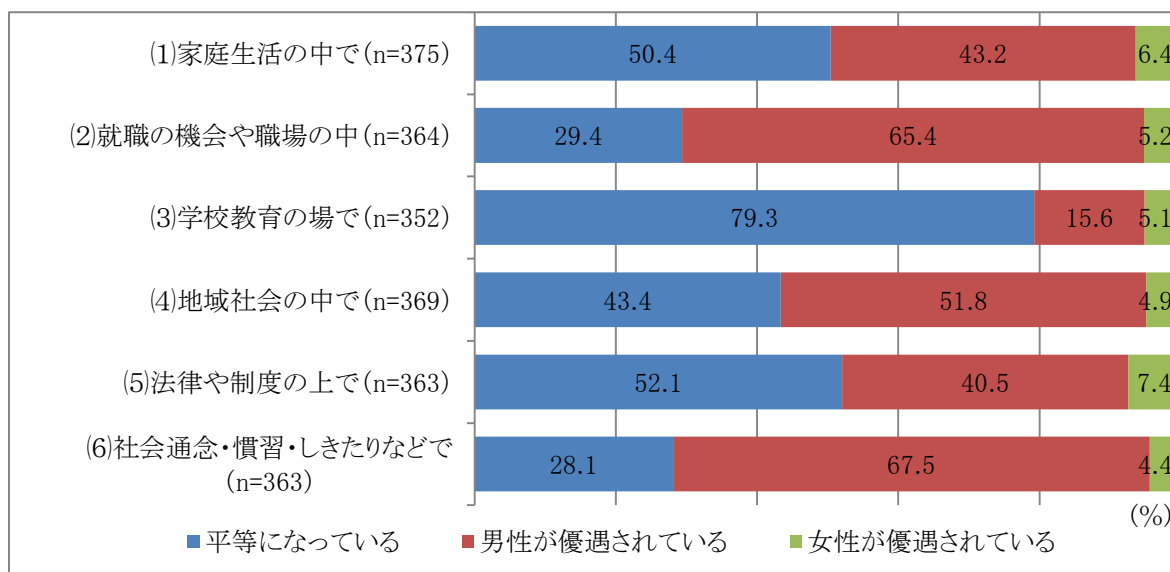
回答者自身の育てられ方・子どもの育て方



資料：男女共同参画に関する市民アンケート (n=人数)

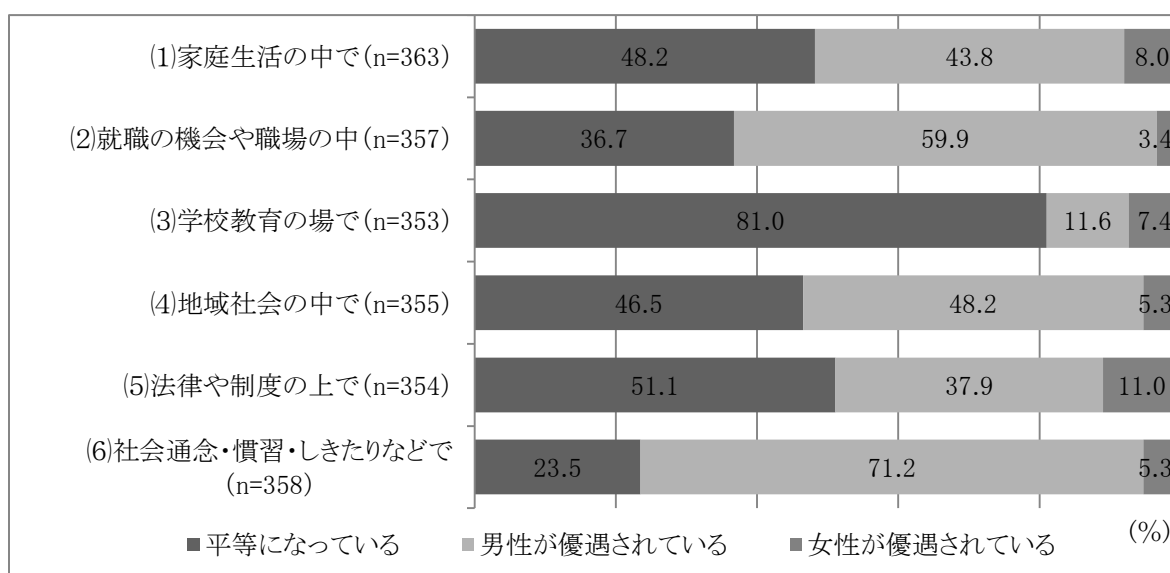
男女の地位の平等感については、家庭生活の中で男女平等になっていると回答した人の割合が前回アンケートより増加し50.4%となり、学校教育の場で(79.3%)、法律や制度の上(52.1%)と50%を超えています。その一方で、就職の機会や職場の中と地域社会の中で前回アンケートより男性が優遇されていると感じている割合が増加していること、いずれの項目においても男性優遇と感じている人が女性優遇を上回っています。

男女の地位の平等感



資料：男女共同参画に関する市民アンケート (n=人数)

【前回結果】



資料：男女共同参画に関する市民アンケート (平成22年6月、n=人数)

意識は変化しつつあるものの、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女平等の意識をより浸透させていく必要があります。

家事に参加する機会の少なかった男性に対して家事や育児、介護に関する講座を開催するなどし、そういった男性でも家事をともに担えるような知識の習得と意欲の高揚を図っていく必要があります。

基本方策（１）家庭・地域における学習機会の充実

事業名	施策の内容	担当課
家庭教育学級・講座の開催と情報提供	男女共同参画の視点に立った家庭のあり方を考える学習の機会を提供する。 ①家庭教育学級・講座の開催 ②男女がともに家事・育児に参加するための講座の開設 ③市民団体（あだたらクラブ、防犯協会、女性団体等）への男女共同参画社会についての情報提供 【事業計画】 1 家庭教育学級の開催 2 父親が参加できる土日に家庭教育学級を開催 3 各種団体へ男女共同参画関連の資料配布	生涯学習課
男女共同参画関連講座の開催	公民館が開催する講座の中で「男女共同参画」に関するカリキュラムを組んで意識の醸成を図る。 【事業計画】 1 市民講座・女性学級・高齢者学級の講座に「男女共同参画」に関するカリキュラムを組む 2 各種学級生へ男女共同参画に関する資料の配布	生涯学習課
男性の講座参加促進	男性の意識改革を図るため、男女共同参画関連講座への男性の参加を促進する。	生涯学習課

基本方策（2）家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

事業名	施策の内容	担当課
無償労働に対する理解促進	家事が無償労働であるため、あたかも働いていないかのようにみなされる傾向がある。 男女共同参画社会に向けて、市広報紙等により男女が有償労働と無償労働を共に担う必要があることを広報する。 【事業計画】 市ウェブサイトによる広報	企画財政課
男女がともに参画する能力アップ実践講座（家事）	男女がともに参画し、家事能力の向上を図る。 【事業計画】 1 男性も参加できる料理教室の開催 2 父親が参加できる休日に家庭教育学級を開催	生涯学習課
男女がともに参画する能力アップ実践講座（育児）	男女がともに参画し、育児能力の向上を図る。 【事業計画】 ・乳幼児健診・健康相談時の集団指導、個別相談及び事後訪問時の両親支援	健康増進課
男女がともに参画する能力アップの取組み（育児）	男女がともに子どもの読書活動に参画し、育児能力の向上を図る。 【事業計画】 ・ブックスタート事業 ・ブックステップ事業	子育て支援課 生涯学習課
男女がともに参画する能力アップ実践講座（介護）	男女がともに参画し、介護能力の向上を図る。 【事業計画】 1 家族介護教室の開催 2 認知症家族懇話会の開催 3 介護者の集い（栄養改善） 4 家族介護者交流事業の開催	高齢福祉課

基本方針 3 国際社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

二本松市における在留外国人数は平成 27 年 12 月末日現在で 299 人となっています。日本との言葉や文化の違いなどにより、地域生活や家庭内の問題、国際結婚の問題、就労問題など、生活上様々な困難が生じることも起こりえます。

情報不足によるトラブルを未然に防ぐことができるよう、生活に関する各種の情報の提供や、相談・支援体制を充実する必要があります。

また、グローバル化やインバウンド誘客の促進が叫ばれる現在において、二本松市を訪れる外国人も年々増加している傾向にあります。文化や習慣の違いから生じる軋轢や差別を解消し、個人が尊重される相互理解が進んだ、世界に開かれた二本松市を実現するために、国際的視野に立つことができるバランス感覚にすぐれた人材を育成することが必要であり、こうした取組みにおいても、男女がともに参画することで、多文化共生社会など国際化に対応した環境づくりを進めていく必要があります。

二本松市における在留外国人数（平成 27 年 12 月末日現在）

国名	人数	国名	人数	国名	人数
韓国朝鮮	31	米国	3	英国	8
フィリピン	105	インドネシア	14	オーストラリア	3
中国	71	タイ	5	その他	19
ブラジル	9	ベトナム	31	合計	299

資料：福島県国際課

基本方策（１）国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

事業名	施策の内容	担当課
海外派遣事業	国際理解と広い視野に立った判断力を培い、地域社会において積極的に活動のできる人材を育成するため、市民を海外に派遣する。 【事業計画】 市民の翼海外派遣	企画財政課
国際留学金支給事業	国際相互理解と国際友好を促し、将来、国際的な視野に立ち活躍する人材の育成と国際交流の推進に寄与することを目的とし、海外に留学する若者に国際留学奨学金を支給する。 【事業計画】 ・長期留学（科目履修等） ・短期留学（語学クラス等）	企画財政課

基本方策（２）国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

事業名	施策の内容	担当課
定住外国人支援事業	誰でもが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境整備として、定住外国人の支援を図る。 【事業計画】 ・定住外国人支援ガイドブックの作成	企画財政課
インバウンド誘客促進事業	台湾をはじめ海外からの誘客を推進するため、情報の発信と受入体制の整備を図る。 【事業計画】 1 多言語対応のウェブサイトやガイドマップシステム導入 2 多言語対応パンフレット（英語・簡体語・繁体語） ※簡体語：主に中国本土で使用、繁体語：主に台湾で使用	観光課

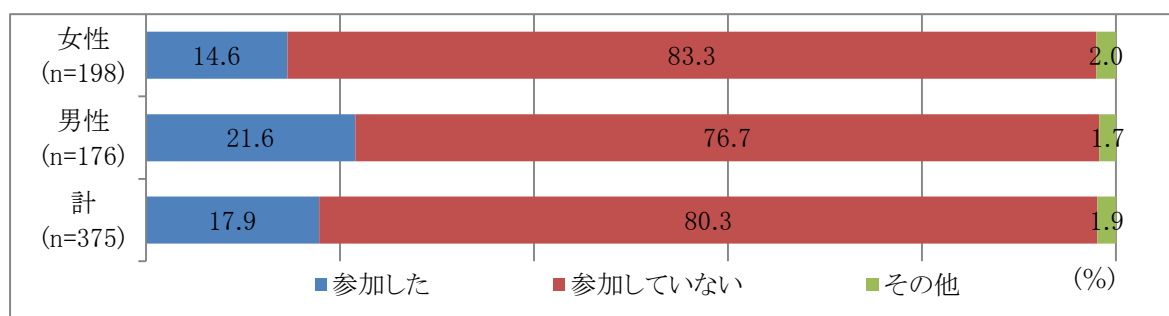
基本方針4 男女共同参画の視点に立った防災対策

【現状と課題】

東日本大震災において、発災直後の混乱の中、衛生用品等の生活必需品の不足、授乳や着替えをする場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等が割り振られたりという避難所が見受けられたことから、平成25年2月、内閣府男女共同参画局では「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を公表しています。

市民アンケートの結果を見ると、この1年間で17.9%が「地域防災訓練・活動」への参加をしており、80.3%が参加をしていないと回答しています。また、女性より男性の方が参加した人の割合が高くなっています。

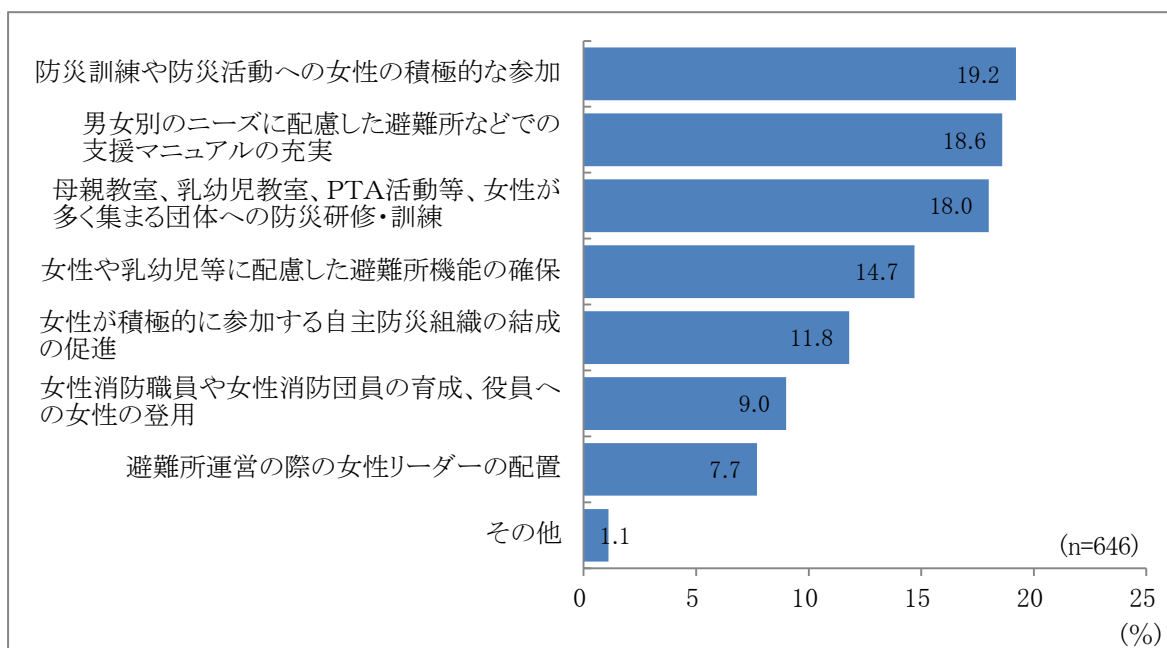
この1年間の「地域防災訓練・活動」への参加



資料：男女共同参画に関する市民アンケート (n=人数)

「防災（災害復興も含む）活動に関して、男女共同参画を推進していくために必要なもの」については、「防災訓練や防災活動への女性の積極的な参加」、「男女別のニーズに配慮した避難所機能の確保」、「母親教室、乳幼児教室、PTA活動等、女性が多く集まる団体への防災研修・訓練」が上位にあがっています。

防災（災害復興も含む）活動に関して、男女共同参画を推進していくために必要なこと



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中しがちであり、社会の課題が一層顕著に現れかねません。このことから、平常時からの男女共同参画社会に向けての取り組みが重要であり、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画を推進していく必要があります。

基本方策（１）防災分野における男女共同参画の推進

事業名	施策の内容	担当課
女性防火クラブの育成・強化と女性消防団員の防災への参画推進	女性防火クラブが地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動を行えるよう、日頃から防災知識の普及啓蒙や防災訓練等を実施する。また、女性消防団員を募集し、消防団・消防署が行う主要行事への参加、火災・防災に対する啓発・広報活動などでの活躍を推進することで、防災等への女性の参画を推進する。	生活環境課
女性団体等の防災・復興への参画推進	防災・復興に関し、意思決定の場において女性団体等との連携を図るとともに、女性の参画を推進する。	生活環境課
災害時要援護者避難支援事業（避難支援プラン「個別計画」作成）	災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を的確に行うために、災害時要援護者を支援するための必要な情報を把握し関係者間で共有する。	高齢福祉課

【基本目標Ⅳ】計画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、基本計画における各事業の進捗状況に対する調査・審議を行い、取り組みを強化していくとともに関係機関とのかかわりを緊密にし、男女共同参画や女性の活躍が実感として「進んでいる」と感じられるよう、進行管理を行います。

【成果目標】

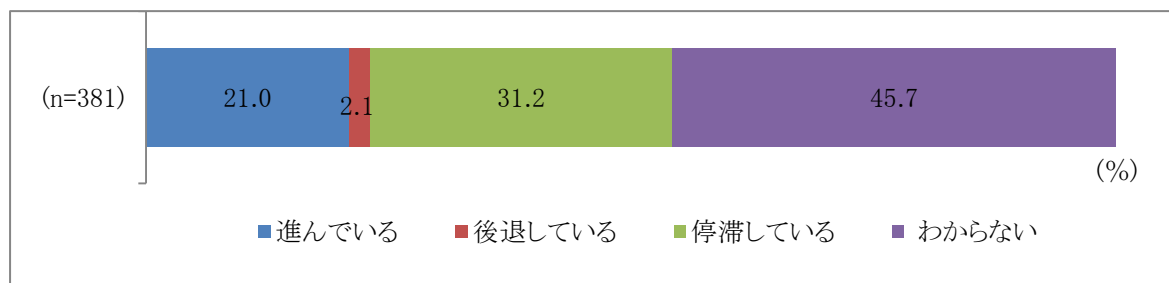
	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
「男女共同参画」や 「女性活躍の推進」の推進 に対する認識	進んでいる：21.0%	進んでいる：30%

基本方針 1 推進体制

【現状と課題】

市民アンケートの結果を見ると、「男女共同参画」や「女性活躍の推進」が進んでいると思うかについて、31.2%の人が停滞している、45.7%の人がわからないと回答しています。

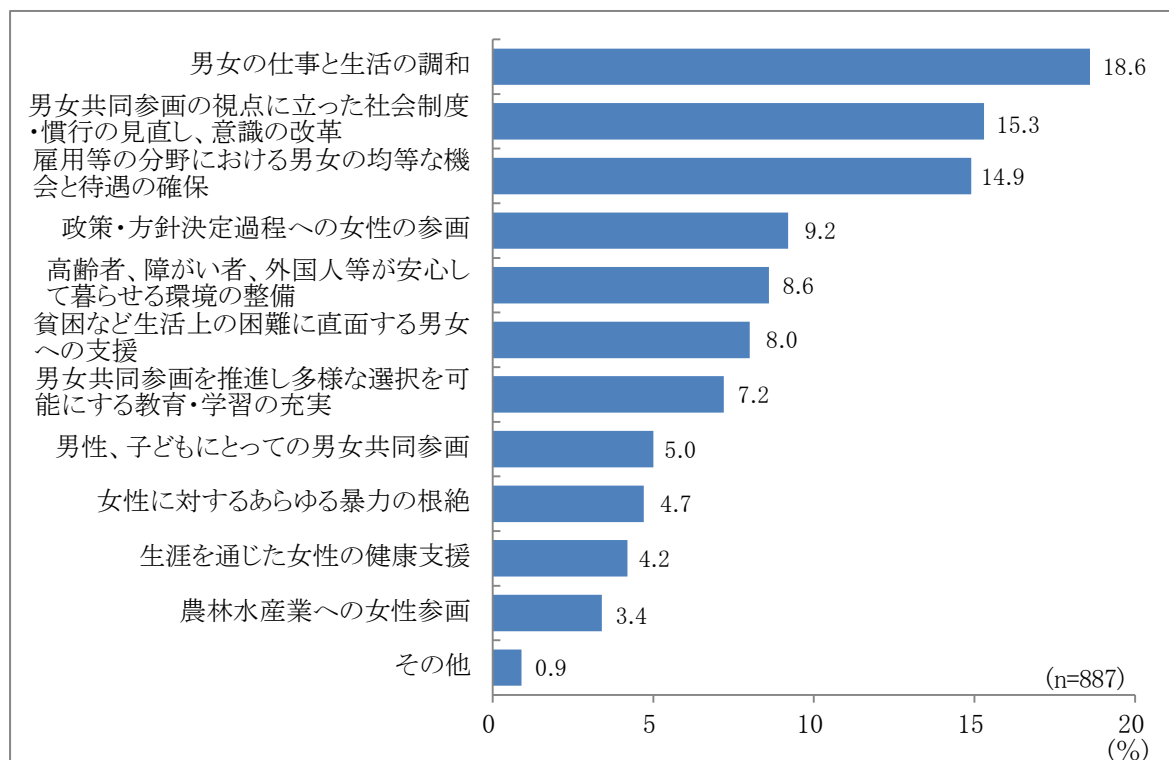
「男女共同参画」や「女性活躍の推進」が進んでいると思うか



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=人数）

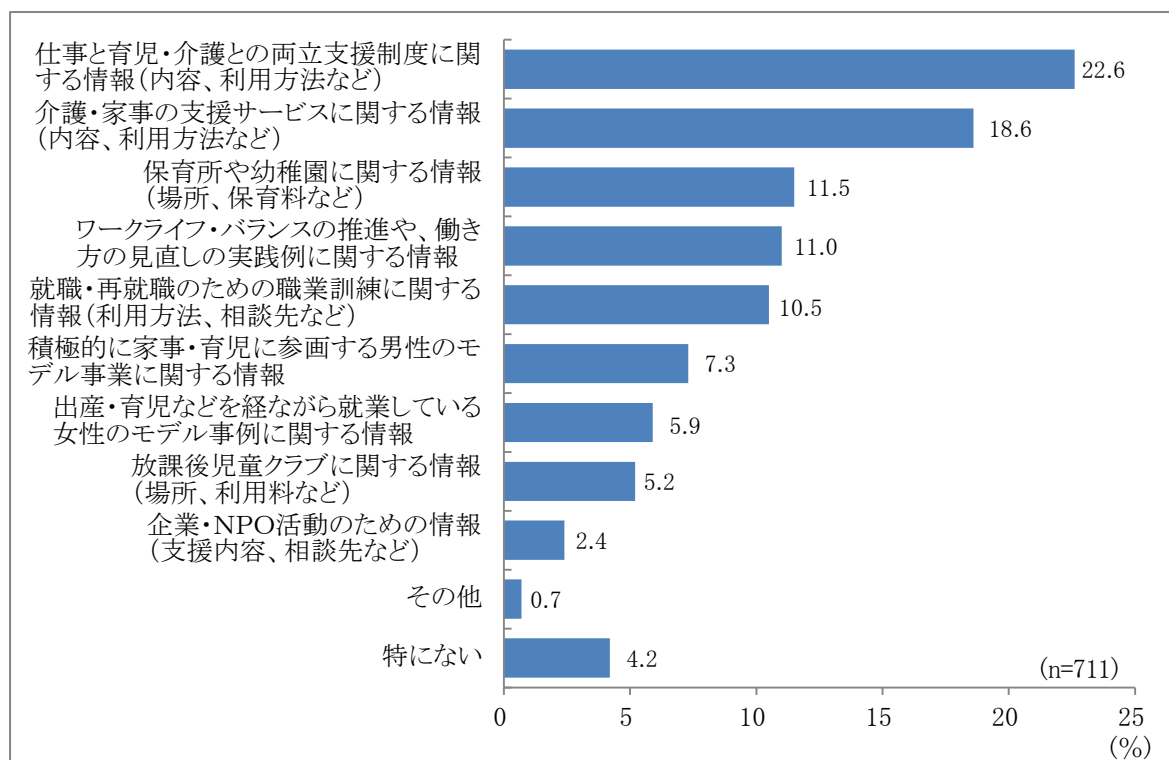
また、「男女共同参画」や「女性活躍の推進」が進んでいない・後退していると思うものについては、「男女の仕事と生活の調和」「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」があげられており、「女性の活躍推進の取組に必要だと感じる情報」については「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報（内容、利用方法など）」「介護・家事の支援サービスに関する情報（内容、利用方法など）」があげられています。

「男女共同参画」「女性活躍の場」が進んでいない・後退していると思うもの



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

女性の活躍推進の取組に必要なと感じる情報



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（n=件数）

「男女共同参画社会」の実現に向けて、男女共同参画や女性の活躍が実感として「進んでいる」と感じられるよう、基本目標Ⅰ～Ⅲの取組みを着実に実施するとともに、二本松市と関係機関とのかかわりを緊密にし、取組みを推進する体制を構築していきます。

基本方策（１）市民参加による推進体制

事業名	施策の内容	担当課
男女共同参画審議会	市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進に関する施策を調査・審議するため、男女共同参画審議会を設置し、計画を推進する。 【事業計画】 男女共同参画審議会の充実を図り、男女共同参画基本計画に基づいた事務・事業の実効ある推進を図る。 ① 会議の開催 ② セミナーの開催	企画財政課

基本方策（２）関係機関・団体との連携

事業名	施策の内容	担当課
関係機関・団体との連携	関係機関や団体との連携を強化して、意識の高揚と計画の推進を図る。 【事業計画】 福島県男女共生センターをはじめ、関係機関や団体との連携を強化して、男女共同参画社会の形成に向けた意識の高揚と計画の推進を図る。	各 課

基本方策（３）福島県男女共生センターとの連携

事業名	施策の内容	担当課
福島県男女共生センターの活用	福島県の男女共同参画社会形成のための実践的活動拠点である「福島県男女共生センター」との連携を強化し、センターの調査研究機能、自立促進機能、交流機能及び相談機能を積極的に活用する。 【事業計画】 1 福島県男女共生センター主催事業への市民の参加のPR 2 福島県男女共生センター相談室の啓蒙	企画財政課

基本方策（4）独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所等との連携

事業名	施策の内容	担当課
二本松青年海外協力隊の広報	世界の「平等・開発・平和」への貢献を目的とする青年海外協力隊の活動は、開発途上国の女性の地位向上に密接に関わっている。 このため、二本松青年海外協力隊訓練所の活動状況や隊への参加について広報し、理解を促進する。 【事業計画】 市ウェブサイトにおいて、協力隊事業等の広報を行う。	企画財政課

基本方針2 進行管理

基本計画Ⅰ～Ⅲの取組みと、関係機関との連携について強化を図るとともに、施策の進行状況について管理し、実効性を高めていきます。また、その結果について広く公開し、「男女共同社会」の実現を目指します。

基本方策（1）進行管理

事業名	施策の内容	担当課
男女共同参画基本計画 進行管理	計画の進行状況を管理するため、年度末ごとに関係課が実施した事務・事業の報告をとりまとめ、その結果を公開する。 【事業計画】 1 毎年度、年度はじめに男女共同参画実施計画書を作成する。 2 毎年度、年度終りに男女共同参画実施報告書を作成し、公開する。	企画財政課

参 考 資 料

参考資料

1 二本松市男女共同参画推進条例

平成 17 年 12 月 1 日

条例第 5 号

すべての人は、法の下に平等であり、男性も女性も性別にかかわらず、個人として尊重されなければならない。

しかしながら、今なお性別による固定的役割分担意識やそれに根ざした慣習などが存在している状況にある。

さらに、少子高齢化、高度情報化、国際化など、社会が急速に変化する中で豊かな地域社会を創造していくためには、男女がお互いその人権を尊重し、責任を分かちあい、個性と能力を十分発揮することのできる社会を形成していくことが重要である。

ここに、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、市、市民及び事業者が協働し、一体となった取組を進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の理念に基づき、二本松市における男女共同参画の推進に関し、基本方針を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本方針)

第 3 条 男女共同参画の推進についての基本方針(以下「基本方針」という。)は、次に掲げ

るとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動及び学校、職場、地域等における活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。
- (5) 生涯にわたる妊娠及び出産に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 国際社会における取組との関係が考慮されること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、前条に定める基本方針にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 性別による固定的な役割分担意識を持つことなく、それぞれの個性を尊重し、大切にす
る家庭になること。

イ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、その能力及び適性を相互に認め合い、明るく
豊かで充実した家庭になること。

ウ 家事、育児、介護などの家庭の営みに家族全員がかかわり、苦楽を共に分かち合い、家
族のつながりが深まること。

(2) 学校において実現すべき姿

ア 教育のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性を尊重し、能力を発揮できる教育がな
されること。

イ 男女共同参画の推進について、指導者の研修の機会が増進されること。

(3) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、能力、個性などが適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進など
について性別を理由とする差別がない職場になること。

イ 家庭生活や地域活動が、活力とゆとりのある充実したものになるよう、職場環境の改善
が図られること。

ウ 育児休業や介護休業を男女等しく取得でき、仕事と家庭が両立するようになること。

エ 適切な健康管理が行われること。

オ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつくられ
ること。

(4) 地域において実現すべき姿

ア 男女が連帯して地域の諸活動に参画できる環境が整備されること。

- イ 男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思が決定されること。
- ウ すべての人の人権が尊重され、差別のない、心豊かな地域社会がつくられること。

(市の責務)

- 第5条 市は、基本方針にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。
 - 3 市は、市民及び事業者に対して男女共同参画の推進に関する情報提供その他必要な支援を行うものとする。
 - 4 市は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本方針にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。
 - 3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本方針にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
 - 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止等)

- 第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を行ってはならない。
 - 3 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(情報の表示に関する留意)

- 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女

間における暴力的行為を助長させる表現をしないよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(政策の決定過程への共同参画の推進)

第11条 市は、市の政策の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

(国、県、他市町村等との連携)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他市町村及び民間の団体等との広域的な連携に努めるものとする。

(表彰)

第13条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に著しく寄与した市民及び事業者を表彰するものとする。

(相談の対応等)

第14条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談の対応に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する相談を受けたときは、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議のため、市長の附属機関として、二本松市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、識見を有する者のうちから市長が任命する委員 16 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬等)

第 16 条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年二本松市条例第 38 号)の定めるところによる。

(施策の実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的な推進に資するため、主要な施策の実施状況等について毎年公表するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

2 二本松市男女共同参画審議会規則

平成 17 年 12 月 1 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、二本松市男女共同参画推進条例(平成 17 年二本松市条例第 5 号)第 15 条第 6 項の規定に基づき、二本松市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

3 二本松市男女共同参画審議会委員名簿

	氏名	選出区分、推薦団体等	備考
1	たんの えい 丹野 栄	学識経験者	会長
2	さとう さちこ 佐藤 祥子	学識経験者	
3	たかはし よしひこ 高橋 喜彦	学識経験者	
4	あべ としひろ 安部 敏弘	学識経験者	
5	むとう としかず 武藤 利一	市区長会	
6	はしもと しょうこ 橋本 昭子	J Aふくしま未来 女性部安達地区本部	
7	さとう てるお 佐藤 彰男	市社会教育委員	副会長
8	いしかわ みち 石川 美知	女性団体（市婦人団体連合会）	
9	おおまつ りょうこ 大松 良子	女性団体（二本松磐青の会）	
9	ねもと みちこ 根本 道子	二本松商工会議所女性会	
10	はっとり じゅんこ 服部 淳子	あだたら商工会女性部	
11	たかの ともり 高野 知典	二本松青年会議所	

任命期間 平成29年2月22日～平成31年2月21日（2年間）



4 策定経過

時 期	内 容
平成 29 年 1 月 10 日 ～20 日	男女共同参画に関する市民アンケート実施 対象：市民 1,000 人 回答：389 人 内容：男女の役割意識について、男女平等について、職業生活について、家庭生活について、女性の人権について、防災について
2 月 6 日	【庁議】 ・二本松市男女共同参画基本計画（改訂版）素案について
2 月 6 日 ～16 日	【庁内意見調整】 ・二本松市男女共同参画基本計画（改訂版）素案について意見調整
2 月 22 日	【二本松市男女共同参画審議会】 ・二本松市男女共同参画基本計画（改訂版）素案について
3 月 6 日	【二本松市男女共同参画審議会：勉強会】 ・二本松市男女共同参画基本計画（改訂版）素案について
3 月 17 日	【二本松市男女共同参画審議会：勉強会】 ・二本松市男女共同参画基本計画（改訂版）素案について
3 月 24 日	【二本松市男女共同参画審議会】 ・二本松市男女共同参画基本計画（改訂版）案について
3 月 27 日	【庁議】 ・二本松市男女共同参画基本計画について

5 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例

平成14年3月26日公布

福島県条例 第17号

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる21世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮することができる社会の形成が求められている。

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いこと、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積

極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮して行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、県民、事業者及び市町村に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。

- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為（精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。）を行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、福島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民及び事業者の理解の促進)

第11条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解の促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画を推進するための施策を実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置への支援)

第13条 県は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の促進)

第14条 県は、県の政策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該市町村及び民間の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(女性の人材育成)

第15条 県は、女性の人材育成のための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

第16条 県は、男女が共に家庭生活と職業生活を両立することができるよう県民及び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第17条 県は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を発揮し、その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(性別による人権侵害の防止等)

第 18 条 県は、第 7 条に規定する行為の防止に努めるとともに、県民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合は、その相談を受け付け、必要に応じ、一時保護その他の支援を行うものとする。

(報告の徴収等)

第 19 条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対して男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、事業者における男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、事業者を表彰する等その取組を促進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第 20 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第 3 章 福島県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第 21 条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事が適当と認める者のうち 5 名以内を公募するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第 23 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理

(施策に関する申出等)

第24条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当該意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。

3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。

一 第1項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。

二 第1項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

(規則への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

6 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 十一年十二月二十二日同 第百六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が

性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その

他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三

十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければ

ばならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し

必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的

かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議

会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

